



## 意 見 書

令和5年12月1日

埼玉県知事 大野元裕様  
埼玉県教育委員会教育長 日吉亨様

一般社団法人埼玉県立浦和高等学校同窓会

代表理事 会長 野辺博



埼玉県男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」）の県教育委員会教育長宛、令和5年8月30日付「勧告書」（以下「本勧告書」）は、男女別学は、女子差別撤廃条約上、このことだけでは条約違反とはされていないものの、男女共学での教育が奨励されており、男女の役割についての定型化された概念の撤廃が求められている以上、埼玉県立高校において共学化が早期に実現されるべきである、と勧告するものである。

しかし、当同窓会は、埼玉県立高校における男女別学は今後も維持されていくべきものと考え、本意見書を提出する。

1 苦情処理委員は、20年前にも今回と同様の勧告を発出している（本勧告書の略記に従い、以下同勧告を「平成13年度勧告」という）。

それに対する回答としての「平成14年度報告書」（前同様の略記）では、要旨として「本県の別学校は、長い歴史と伝統を持ち、県民の高い評価と在校生、卒業生、保護者、あるいは地域住民の根強い愛着があり、多くの県民の強い支持があること、各学校の主体性を尊重する必要があることから共学化という結論には至らなかった」と述べている。

そして今日においても、平成14年度報告書の要旨はそのまま妥当するといふにとどまらず、多様性（ダイバーシティ）、ジェンダー平等、更には少数者の意思を尊重し、あらゆる個人に対して選択肢の幅を広げるという現代の視点に照らすならば、男女別学の意義は再認識され、むしろ積極的に評価すべきものである。

2 本勧告書では、「男女別学が男女の役割についての定型化された概念だ」という。しかし、共学化すればその概念が撤廃されるとみるのは早計に過ぎよう。

共学化は、社会に実際存する男女間の格差や不平等が、そのまま学校内に持ち込まれてしまうというリスクすらある。

学科においては、男子生徒が理数系を多く選択し、家庭科を軽んじたり、女子生徒にはその逆を選択させたりする。また文化祭や体育祭などの活動においては、

体力仕事は男子が担うなどすれば、それこそ、固定化された男女の役割が教育の場にも及んでしまうことを意味する。単に共学にしさえすれば、ジェンダー平等が実現し、別学は然に非ずという認識だとすれば、あまりに表面的、短絡的な発想であろう。

別学においても、ジェンダー平等の視点からカリキュラムが改善され、さまざまなジェンダー平等の取り組みが既に実践されている。

3 海外に目を向けると、アメリカ、韓国、イギリス、ニュージーランドなどでは、教育方策としての男女別学に関して、その内容や効果が報告され、また研究されている。その多くが学力をはじめ多方面での別学教育の有意性を指摘している。

これは、発達段階における男女差が大きく、それを無視して男女一律に同一教育をしていくことの弊害が大きいということであろう。

4 今日、中学生が進むべき高校を選択するに際し、別学校を希望する者は相当数存在する。そのような生徒がその希望を叶えたいと欲したときは、私立の別学を選択せざるを得ないが、当然学費は県立高校に比べ高額である、しかし、経済環境がそれを許さない家庭もある。つまり結果として、これは高校選択の幅を狭めてしまうのである。

現代社会においては、多様性（ダイバーシティ）の観点から、個人の選択できる範囲は可能なかぎり広く認めるべきだと考えられている。その観点からは、公立高等学校における別学を廃止することは選択肢を奪うことを意味する。

更に言えば、平成13年度勧告では「高校生という多感な時期に、異性と真剣に向かい共に協力し合って問題を解決していく体験こそ重要である。」と主張するが、多感で精神的にも不安定な高校生にあっては、異性と接することに恐怖心、抵抗感を抱く者は少なからず存在しよう。別学の廃止は、このような感受性を持つ生徒を無視することにも繋がるのである。教育政策として妥当なものとは言えない。

むしろ、少数のこのような意識を持つ者も学校生活が有意義に送れるよう配慮すべきであるのが、教育機関の役割であろう。

なお、このような生徒が人格形成に負の影響を及ぼすとは到底思えない。

5 本勧告書では、「平成14年度報告書にあるとおり、『歴史』や『伝統』は、重要なものであり、否定されるものではなく、尊重されてしかるべきものである。特に、女子校においては、アファーマティブアクションの観点からも、積極的に設置がなされる許容性も認められないわけではない。しかも、これまで男女共同参画に資する人材が育成されてきた経緯も認められる。」として、女子別学については、その存在を積極的に評価する。しかしながら他方で、公立学校の公共性から、公費で賄われていることも考慮すると、性別で異なった取扱いをするこ

とは大問題であると述べる。

女子別学を肯定するのか否定するのか、文脈が判然としない記述である。

現在、私立の別学も毎年公的助成金の支援を受けている。それは公立私立を問わず、高校教育の重要性に鑑みての施策である。

そうであるなら、本勧告書の共学化勧告は、私学にも向けられる内容であり、少なくとも触れられて然るべきである。しかし、本勧告書はこの点に目をつぶる。私立の別学までは関知しないという姿勢だろうが、首尾一貫しない主張に見える。

加えて、本勧告書は、国立大学法人が設置している付属高校に女子校や男子校があることをどう見ているのだろうか。公立学校の公共性に照らし、この事実も「大問題」というのであろうか。

6 別学出身者とりわけ男子は、社会に出ると、定型化された男女の役割という概念から抜け出せず、社会生活に支障を来す、あるいは四圍に悪影響を与える等、問題が生じるとでもいうのであろうか。もちろん、そのような調査結果などはなく、そのような実情にもないというのが一般人の感覚であろう。

今日においてこそ、高校教育における別学の有用性が認められ、再評価されるべきである。別学の存在意義は誠に大きいものといわなければならない。

7 最後に、埼玉県立高校の管理職や教職員の格差等については、県教育行政の問題であり、今回の共学化とは趣旨を異にするものである。

以上



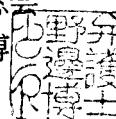
## 意見書(2)

令和6年7月8日

埼玉県知事 大野元裕様  
埼玉県教育委員会教育長 日吉亨様

一般社団法人埼玉県立浦和高等学校同窓会

代表理事 会長 野辺博



当同窓会は、既に令和5年12月1日付で「意見書」を提出したところであるが、その後の事実経緯を踏まえ、今般本書を提出する（以下「意見書」における略記を本書にても使用する）。

1 県立高校を共学とするか別学とするかは、ジェンダー平等ないし男女共同参画の観点から当然導かれるものではなく、総合的な高校教育のあり方から議論すべきものである。

もし、ジェンダー平等・男女共同参画の観点から導かれるべきものであるとするならば、我が国の施策としても早期に共学化されるべきであろう。

しかし、日本国政府は県立高校の男女共学化を求めていない。実際にも国立高校である筑波大学附属駒場高校は男子のみ、お茶の水女子大学附属高校は女子のみの生徒募集であって、これら別学校についての批判は聽かれないとする。

加えて、直近の国会議員による質問主意書に対して、岸田文雄内閣総理大臣は埼玉県において男女共学とするか男女別学とするかについては「学校の特色、その歴史的経緯等に応じて」判断されるべきものであると答弁しているのである（令和6年2月20日付答弁書）。この答弁内容は、共学化を推進していくという立場ではなく、むしろ別学校の存在を認めている立場だと捉えるのが相当である。

### 2 本勧告書の問題点

本勧告書における今回の苦情は、埼玉県立の男子高校が女子が女子であることを理由に入学を拒んでいるが、これは女子差別撤廃条約に違反している、というものである。

しかし、実際には同条約違反ではないにもかかわらず、この苦情申出を受理し検討している、そのこと自体が第一の疑問である。

第二に、本勧告書は、同条約違反とはされていないものの「男女共学」での教育が奨励されていると明言したが、これが誤りであることが最近判明した。すなわち、同条約に関する内閣府による正式な和訳によれば、奨励されているのは「男女共学その他の種類の教育」である。「その他の種類の教育」がどういったものを指すかは必ずしも明確ではないものの、男女共学のみの教育が奨励されているわけではないことは明らかである。

本件の苦情内容が同条約違反だと主張している以上、県の苦情処理委員は同条約の条項（和訳）を精査しているはずである。そうであれば「その他の種類の教育」という文言があったことも当然認識していたものといわなければならない。それにもかかわらず、この文言がない、というのは苦情処理委員が意図的に削除したのではないかとの疑念が湧く。つまり共学化勧告という結論ありきの解釈だったのではないかと疑われてもやむを得まい。

- 3 知事は、本件の問題につき、教育長の立場を慮り、ご自身の考えを開陳してこなかつたが、「特に高校生や中学生、保護者の意見などを踏まえることが重要である」旨の発言はあつた。

教育委員会もこの点同様な考え方に対し、全別学校（12校）のみならず、近隣の共学校11校の保護者ないし卒業生に対し意見聴取（ヒアリング）を実施している。更に高校在学生からの意見、要望も丁寧に聞き取っている。

結果は、大多数の意見が現状の別学高校の維持を求めていたのである。その割合や理由は既に各所で記されているのでここでは触れないが、中学・高校の現役生徒やその保護者、更には卒業生の意見は尊重されて然るべきである。

- 4 これまでの教育局による事実調査及び各意見聴取に鑑みれば、本県では今後も別学高校を維持していくという旨の報告がなされるのであろう。

ただ、一点申し上げたい。教育局の報告内容については、今後10年後あるいは20年後に同じような勧告がされないよう留意して報告書を仕上げてほしい。すなわち、前回の平成14年度報告書では、「県教育委員会としては、将来にわたって共学化を進めていくという立場に立ちながら」という下りがあったが、そのような文言は挿入されることのないよう望む。

先に述べたように、“共学化”はジェンダー平等や男女共同参画の法理から当然導かれるものでは決してないのであって、このような文言があったが故に今回同一趣旨の勧告書が出てしまったのではないかとの危惧を抱いているものである。

以上

埼玉県教育委員会教育長  
日吉亨 様



2023年10月12日

共学ネット・さいたま  
世話人代表 清水はるみ

## 県立高校の共学化に賛同し、推進を求める要望書

日頃より、埼玉県の教育行政のために尽力されている教育委員会の皆様方に、敬意を表します。私たちは埼玉県の公立高校の男女共学化を求めて2001年から活動している市民グループです。

8月30日、埼玉県男女共同参画苦情処理委員会は「埼玉県立高校において、共学化が早期に実現されるべきである」と勧告を出し、勧告の内容では「歴史や伝統や主体性を尊重することと共学化は両立し得るものであり、歴史や伝統を重視したとしても共学化をしなくともいい理由にはならない」と述べました。それに関して教育長は9月14日の記者会見で「県立高校関係者や高校進学希望者から意見を募る」という方針を示されました。一方、東京都教育委員会は9月11日、24年春の都立高校の一般・推薦入試から男女別定員を全廃することを決定しました。ジェンダー平等社会の実現とりわけ男性優位社会の是正が大きな課題となっている今日、別学校もその一つである「男女別定員」を公立高校に残しているのは、別学を残す数県のみになっています。

埼玉県教育委員会におかれましては今回の苦情処理委員による勧告を真摯に受け止め、共学化に向けて具体的な検討をぜひ精力的に進めていただきたいと思い、以下のことを要望いたします。

### 要 望 書

- 1、入学志願者募集要項を変更し、「男子のみ」「女子のみ」という男女別定員をなくし、県立高校はすべて性別にかかわらず願書出願可能とすること。
- 2、現在別学校となっている12校の管理職、教職員の男女比を早急に是正すること。
- 3、中学生とその保護者、中学の教職員へのアンケート等を実施の場合は、十分な情報の提供と説明のもと、公正な内容になるように適切な手順を踏んで丁寧に実施すること。
- 4、教育委員会の中に別学校の共学化に向けて検討する専門の組織・チームを設けて、性の多様化も含めてジェンダーをめぐる現在の課題を取り入れながら、公立高校の共学化を丁寧に進めること。
- 5、県の「魅力ある県立学校づくりの方針」に「県立学校の共学化」の文言を明記すること。

以上、よろしくお願いいたします。



2024年3月15日

埼玉県教育委員会 教育長 日吉亨様  
同 教育委員 各位

共学ネット・さいたま  
世話人代表 清水はるみ

## 意見書

日頃より埼玉県の高等学校教育の充実のために御尽力いただき、敬意を表します。私たちは埼玉の県立別学高校の共学化を求めて活動している市民グループです。その目的は、公立学校としての公平性の担保、ジェンダー平等の実現、性的少数者の権利擁護です。ジェンダー平等とは、誰もが、性別にかかわらず、計画・立案の段階から対等な立場で話し合いに参加し、物事を決定できる状態のことです。県は埼玉県男女共同参画推進条例を制定し「性別による差別的取扱いを受けないこと」を基本理念に掲げ取り組んでいます。ジェンダー平等はSDGs(持続可能な開発目標)の目標でもあり、日本も2030年までに実現するとしています。2023年に埼玉県男女共同参画苦情処理委員会は、「共学化が早期に実現されるべきである」との勧告を出しました。2002年にも同様の勧告(以下「02勧告」)を出しています。貴委員会がこれ以上先延ばしすることなく別学校を共学化することを期待し、ここに意見を述べます。なお、この意見書内では慣例として使用されている「男女」という用語を使用しますが、性的少数者を排除するものではありません。

### 1 別学校は公立としての公共性、公平性に大きく欠けている。

公共性、公平性を特に強く求められている公立学校は誰に対しても平等な教育機会を提供すべきです。公立別学校が学問を前に性別を問い合わせ、門戸を閉ざすことは公共機関として機会均等の原則に大きく反しています。

### 2 教育分野の男女格差が政治、経済の男女格差に繋がっている。

世界各国が男女格差の解消に取り組む中、日本は男性優位社会の枠組を崩さないため2023年のジェンダーギャップ指数は世界146か国中、総合で125位、政治分野で138位、経済分野で123位、教育分野では初等教育は1位ですが高等教育は105位と取り残されています。高等教育の男女格差の大きさは政治、経済分野の格差の大きさと地続きです。ハーバード、オックスフォード等世界の主要大学の男女比はほぼ50:50ですが、東京大学の女子学生はようやく23%です。国や企業の意思決定の場に多くの学生を輩出する大学が長く女性の不在を問題視してこなかったことは、政治の場に女性がいないことを根本的に解決しないことと通底しています。また、OECDの調査によると、15歳時点の日本の女子の数学と科学の点数は、他の先進国の男子の平均より高いのに、他国と比べ大学等の理工系学部における女性比率は特に低い状況です。日本の女子は理系の学力が高いのに理工系への進学、就職に結びついていません。需要が高まる理工系職種に女性が就きにくいことは経済格差を広げます。初等教育まで格差がないのに大学段階でこれだけの格差が生まれるということは高校段階の教育の在り方を見直すべきです。

### 3 別学校のカリキュラムにはジェンダー平等を阻む素因がある。

ジェンダー平等のためには、性別を問わないと性別役割分担の解消が必要です。かつてのエリート教育を目標とした男子向けの旧制中学校と良妻賢母の養成を目標とした女子向けの高等女学校では、カリキュラム等が異なり、男子は学力・体力において優秀であることが賞賛され、女子には逆に抑制的であることが求められ男性優位社会を作っていました。それを引き継ぐ別学校にはその機能が現在もあることを「02勧告」は指摘しています。

男子校の松山高校には理数科がありますが、女子校にはありません。これは「女子は理系に向いていない」という偏見を強化します。日本の理工系学部に極端に女子が少ない理由は、生まれ持った

性差が原因ではなく女子への偏見という環境要因であることが指摘されています。

一方、鴻巣女子校には家政科学科、保育科があり、ジェンダー平等を阻む「家事・育児は女性が担うもの」という性別役割分担意識を強化します。

また、男子校は女子校より広い校庭を有し、「文武両道」等の校訓が示すように強靭な心身を持つよう生徒に求めています。別学男子は共学男子に比べ所謂「男らしさ」への期待を強く感じていることが報告されています。男子校には30キロ以上の強歩・マラソン大会等の学校行事を実施する学校もあります。実際には、そのような大会で制限時間内にゴールにたどり着かない生徒が2割程度もいるにも関わらず、女子には無理と決めつけて女子に門戸を閉ざす理由の一つにしているのは理不尽であり差別です。かつて女性にはマラソンは無理と思われていました。しかし現在は多くの女性が男性と同じ距離を走りマラソンを楽しんでいます。体育の授業は、男女別ではなく原則共修にするよう文科省は方針を変更しました。性別の違いや障がいの有無等にかかわらず、誰とでも共にスポーツをするには何をどう変えたら良いかを考えさせ、共に学ぶ体験をさせるためです。別学校には貴重なこの共存の学習機会はありません。

#### 4 共学か別学かの選択肢の要望よりも人権保障が優先である。

性別を問わない共学校と性別を問う別学校を同列にして選択肢の多様性だとは考えません。その別学、共学の選択肢を維持すべきという要望に応えるより、性別によって異なる扱いを受けないという法に基づく人権を保障することが優先されるべきです。また、別学校・共学校の選択肢を持てる生徒は県立高校受験者の学力上位約1割に集中しており公平とは言えません。

#### 5 共学化することで再構築される歴史や文化が多様性である。

別学校を共学化して誰とでも学校文化を創り出す力をつけていくことが大切です。多様性とは、一つの集団の中に異なる属性の人々がいて、その中で摩擦を乗り越え互いを理解、尊重しそれぞれの良さを組み合わせて構築することです。

#### 6 女子のリーダーシップの育成は男子も交えて行うべきである。

女子校なら女子でもリーダーシップを取ることができるという論は、なぜ男子がいるとリーダーシップが取れないのかという根本原因を考えなくさせます。どのような圧力が男子、女子それぞれにかかるのかを考え解決することが大切です。共学校では、女子がリーダーシップを取るようになってきたため、共学男子は女子のリーダーを受け入れ、旧来の「男らしさ」から解放される経験を積みます。しかし、男子校ではその経験は積めません。実社会に残る「男ならリーダーになれ」「女の下で働くなんて」という性差別意識は経験を通して解消されるべきです。

#### 7 共に過ごすことが異性を理解、尊重し、共存することに繋がる。

思春期に異性に恐怖心、抵抗感を抱く高校生もいるから別学が必要という論もありますが、分離は未知数が増える分だけ恐怖心が高まり、異性を正しく理解し、共存する学習機会を奪います。苦手だから排除するというのは教育ではありません。誰とでも共存する方法を学ぶ場が学校です。

#### 8 共学化は性的少数者への差別、偏見解消への第一歩である。

性的少数者に対する差別と偏見の土壌は、人間は男性と女性の二つの性に明確に分類できるとする、生物学的にも誤りでもある男女二元論です。そのため埼玉県では条例で男女二元論からの脱却を促し、学校教育において性の多様性の理解を深めるよう求めています。別学校は男女二元論の上に成り立つものです。県自ら言動不一致では性の多様性に関する県民の理解は深まりません。

社会のジェンダー平等にはジェンダー平等な教育の力が必要です。共学化を進めてください。

埼玉県教育委員会 教育長 日吉亨様  
同 教育委員 各位



2024年(令和6年)6月28日

共学ネット・さいたま  
世話人代表 清水はるみ

日頃より埼玉県の高校教育の充実のために御尽力いただき、敬意を表します。私たちは、公共教育は誰に対しても開かれていて、誰とでも対等な立場で協力しあえる市民を育成することが目標だと考えています。内閣府の今年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズは「だれもがどれも選べる社会に」です。すべての中学生が県内すべての公立高校を選べる社会に。高校選択に、性的少数者への差別や男女格差、性差別があつてはなりません。2002年に続き2023年にも埼玉県男女共同参画苦情処理委員より「共学化が早期に実現されるべきである」との勧告が出ました。共学化に向けた報告がなされることを要望します。

- 1) 性別で入学を制限する別学校は、公立としての公共性と公平性に欠けています。  
また、社会に未だ残る「性別による排除」を正当化させます。  
共学化で公共教育機関としての公共性、公平性を保障してください。
- 2) 性的少数者への差別の土壤は性別二元論です。埼玉県は「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を定め性別二元論からの脱却を促しています。  
別学は性別二元論の上に立ち、性別二元論を強化するものです。  
性の多様性を包摂できるのは共学校です。
- 3) 共学校でこそ男女共同参画やジェンダー平等推進の「実践」が可能です。  
共学校にはまだジェンダー不平等な現実がありますが、それに気づき、変えようと取り組むことが「ジェンダー平等の実践」であり、「エンパワーメント」です。  
別学校には片方の性別（戸籍上の性別）しかないとジェンダーの問題は見えません。しかし、「ない」のではなく、隠されているだけです。男子校では往々にして男性優位のジェンダー・バイアスがむしろ強化されます。
- 4) 女子のリーダーシップの育成は、男女ともにいる場で行うことに意義があります。
- 5) 教育分野の男女格差は、政治、経済分野の男女格差に繋がっています。埼玉県では、進路実績トップの高校に女子は入学できません。埼玉県は都道府県版ジェンダー・ギャップ指数は教育部門45位です。経済部門も37位と低迷しています。

◎共学か、別学かの選択肢の要望より、人権保障が優先です。

◎差別のない、公平公正な社会づくりのために、共学化を進めて下さい。

詳しくは、知事宛「要望書」、教育長・教育委員様宛「意見書」をお読み下さい。



令和5年10月10日

## 勧告文への意見書

県立浦和高等学校 OB 戸ヶ崎 寛孝

その他 県立浦和高等学校 OB 15名

県立春日部高等学校 OB 2名

この度、『様式第7号(第8条関係)整理番号4-001、勧告書、第2号、令和5年8月30日』  
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/240982/news2023083101.pdf> 参照)の内容に、問題のすり替え  
があり、施策が問題の解決にならないと判断した為、意見書を提出する。そして、勧告は不當である為、勧告に従わず、別学を維持する事を求める。

1.

勧告文1項に、以下の記載がある。

申出の趣旨	埼玉県立の男子高校が女子が女子であることを理由に入学を拒んでいる事。女子の入学は当然認めるべきだ。女子差別撤廃条約に違反している事態は是正されるべきだ。
-------	--

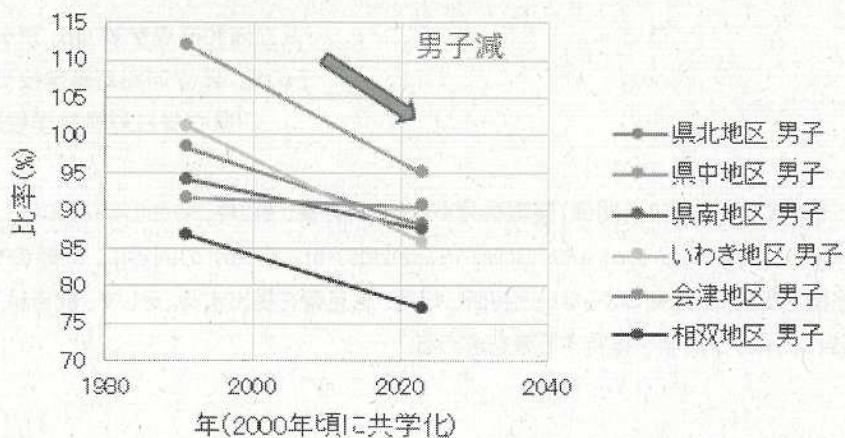
しかし、女子差別撤廃条約は、男女別学であることを条約違反とはしていない(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(mofa.go.jp)参照)。女子差別撤廃条約には、『第五条(b)家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。』と記載があるのみである。

また、日本の男子高校が女子の入学を拒んでいるのは、進学校の男子生徒割合が減少してしまうことへの対処である。実際に、福島県と宮城県では、一律共学化後に進学校の男子生徒割合が1~4割も減少してしまった(下記グラフ参照)。これは、男子の成長が女子よりも遅いことが原因の一つと予想される。しかし、男女平等の観点から、男子も女子同様に高い教育を受ける権利があり、その手段として男子校は現代では必要である。よって、女子の入学を認める事は出来ない。

(別紙『現代の男女別学について\_20231001』参照)

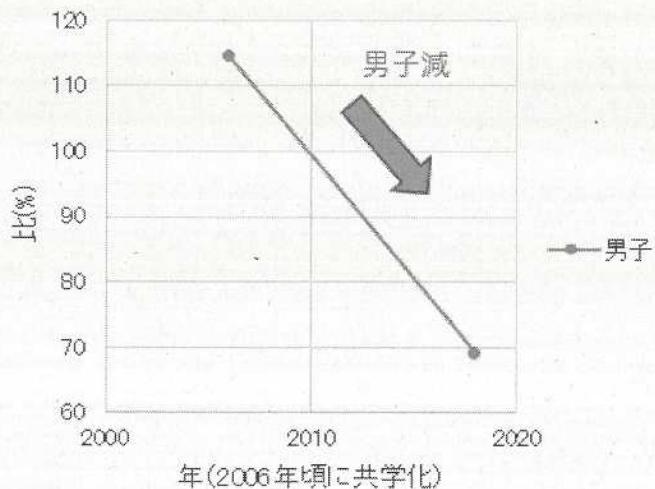


## 福島県 進学校の生徒男女比(男/女×100)



地区		1991年		2023年	
		男子	女子	男子	女子
県北	福島高校	1503	0	426	405
	旧 福島女子	0	1528	353	480
県中	安積高校	1509	0	469	357
	旧 安積女子	0	1348	339	494
磐城	磐城高校	1562	0	413	419
	旧 磐城女子高校	0	1545	301	414
県南	白河高校	1169	0	353	348
	旧 白河女子高校	0	1243	194	278
会津	会津高校	1111	0	371	341
	旧 会津女子高校	0	1213	243	338
相双	相馬高校 (理数科のみ共学)	663	21	224	228
	旧 相馬女子高校	0	1007	169	300
	原町高校	586	763	201	245
	双葉高校	573	311		
		合計	8676	8979	4056
		男女比	97	100	87
					100
		福島県 13-18歳男女比		106	100

### 宮城県 進学校の生徒男女比(男/女×100)



2023入試 偏差値 ランキング		2006年		2018年	
		男子	女子	男子	女子
2	仙台第一	320	0	184	137
1	仙台第二	320	0	186	134
3	仙台第三	320	0	196	124
4	宮城第一女子	0	280	41	239
5	宮城第二女子	0	280	91	154
16	宮城第三女子	0	280	22	258
	合計	960	840	720	1046
	男女比	114	100	69	100
	宮城県 13-18歳男女比			106	100

(ナンバースクール (宮城県) - Wikipedia 参照)

また、日本の進学高校は私立の男女別学高校(開成、灘、桜蔭高校等)が目立つが、別学校を残した理由は差別意識ではなく生徒の成長に特化させた結果である。男女別学の私立高校が共学化した例はあるが、これは定員割れという経営の問題であり差別意識とは無関係である([https://www.spring-js.com/japan/feature/6201/ 参照](https://www.spring-js.com/japan/feature/6201/))。

猶、国連憲章では『国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認している』

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/3b\\_001.html 参照](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/3b_001.html))と記載がある。これは、『男女の権利の平等』を述べており、女子のみならず男子の差別も認められないという意味である。

更に、以下に記すように、2000年以降に『アメリカ→イギリス→韓国→ニュージーランド』と、別学の理解が広まって来た。

- アメリカでは、別学で生活指導の問題が減っただけでなく、学力にも大きな効果があったと報告があった。(2000年以降)
- イギリスで、男女別学にすることによって、男子は英語と外国語で、女子は数学と化学でそれぞれ大きな効果が得られたと報告があった。(2005年)
- アメリカでは、法改正が行われて公立学校でも男女別学を選択出来るようになった。(2006年)
- アメリカで、公立校の男女別学が約10倍増加した。(2002-2012年)
- 韓国で、共学化の流れに反する意見が出た。(2009年)
- イギリスの成績上位校に男女別学の学校が多く含まれる。(2010年)
- ニュージーランドでも男女別学への関心が高まっている(2015年)

よって、世界的にも男女別学は認められている。特に、過去の日本で共学化を進めたアメリカが、男女別学を認め始めた為、日本は共学化に拘る必要はない。

(別紙『現代の男女別学について\_20231001』参照)

現代の男女別学の良さ・必要性は以下がある。詳細は別紙『現代の男女別学について\_20231001』を参照願います。

- 2006年頃に一律共学化した宮城県では、2018年に進学校の男子の割合が女子よりも30%も低かった(前グラフ『宮城県 進学校の生徒男女比』参照)。  
よって、男子にも高い教育を受けさせる為に男子校は必要。
- 男女の成長速度(体力・知能)に応じた教育が出来る。
- 共学では無意識に性別を意識してしまうことがある。男女別学では性の意識から解放されることがある。

(共学と別学、「ジェンダー平等」の受け入れ方に影響?:朝日新聞デジタル (asahi.com)。  
ナンバースクール (宮城県) - Wikipedia。参照)

以上の事から、『埼玉県立の男女別学高校が多い事』は県民の選択であると考える。実際に、埼玉県では平成14年度に、一律共学化に反対する署名約27万人分が知事に提出されている。

## 2.

勧告文に、以下の記載がある。

勧告の趣旨	「男女別学」は女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約上、男女別学であることだけでは条約違反とはされていないものの「男女共学」での教育が奨励されており、男女の役割についての定型化された概念の撤廃が求められている。 埼玉県立高校の男女別学校における管理職や教職員の格差における問題が浮き彫りになっていることは明らかであり、別紙で提言した施策がなされるとともに、埼玉県立高校において、共学化が早期に実現されるべきである。
-------	---

しかし、この記載には「条約違反とはされていない」とあり、「申出の趣旨」は否定されている。本意見書『1.』に記載の通り、条約では「男女共学」での教育を奨励している訳ではないし、「男女別学」の方が「男女の役割についての定型化された概念の撤廃」を出来るとも考えられる。

又、『女子差別撤廃条約実施状況 第9回報告』

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html> 参照)の25項問17と、26項42番には、以下の記載があるのみである。

25項問17

学校教育制度を通じて、ジェンダーに基づく固定観念に対抗するための意識の啓発のために、締約国により行われた取組につき報告されたい。

## 26 項 42 番

42 第5次基本計画は、教育基本法が掲げる男女の平等を重んずる態度を養うという教育の目標を達成するため、教員の養成、採用及び育成の各段階において男女共同参画の視点を取り入れ、校長を始めとする教職員及び教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育及び社会教育において男女平等の理念を推進する教育及び学習の一層の充実を図ることを定めている。

初等中等教育段階については、児童生徒の発達の段階に応じ、学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、男女相互の理解及び協力の重要性、並びに、家族や家庭生活の大切さについての指導を行っている。また、教員の男女共同参画意識の啓発のためのプログラム開発を実施している。高等教育段階においては、各大学において、男女共同参画の視点を踏まえた教職員研修及びキャリア教育を行っている。

尚、埼玉県では共学高校に男子校と同等な学力・教育理念の進学校(大宮高校、浦和市立高校、不動岡高校等)がある為、女子への配慮はなされている。

(埼玉県 | 高校偏差値ランキング情報 | 令和5年度(2023年度) (jyuke-labo.com))

別紙『埼玉県の高校\_教育方針\_20230925 参考データ』(各校の教育方針)。参照)

次に、勧告の趣旨に、『埼玉県立高校の男女別学校における管理職や教職員の格差における問題が浮き彫りになっていることは明らかであり、別紙で提言した施策がなされるとともに、埼玉県立高校において、共学化が早期に実現されるべきである。』と記載がある。しかし、これは管理職や教職員の雇用の問題であり、共学化の施策は問題の解決にならない。

### 3.

勧告文 4 項に、以下の記載がある。

#### (4) 目指す学校像について

各高校が掲げている「目指す学校像」についてみると、男子校においては、「リーダー育成」等のリーダーへの教育に関する目標を掲げる高校が多く、女子校においては、「地域に貢献」等の地域に関連した内容目標を掲げる高校が多くなっている。男子校と女子校においては、目指す学校像の傾向の違いが顕著になっている。

しかし、各校の教育理念を見た所、顕著な差はみられない。よって、どの点を『顕著』と判断されたか、説明を頂きたい。別紙『埼玉県の高校\_教育方針\_20230925』にも記したが、どの高校も勉学・部活に真面目に取り組み、社会に貢献できる人材を目指すという内容である。よって、『顕著』と判断するのであれば、どの点が『顕著』であるのか、説明を頂きたい。

4.

勧告文 4 項に、以下の記載がある。

(5) 学科について

男子校のうち、松山高校には理数科が、女子校のうち、春日部女子高校には外国語科が、鴻巣女子高校には保育科及び家政科学科が設置されている。

これは、各校の需要に応じた対応であり、共学化とは無関係である。過去の研究でも男女で得意分野は異なる事が分かっている為、需要に応じて学科を設置することは生徒に必要である([https://www.spring-js.com/japan/feature/6201/ 参照](https://www.spring-js.com/japan/feature/6201/))。もし需要が高まれば、「女子校に理数科」、「男子校に外国語科、保育科、家政科学科」を設置し、他の共学校にもこれらの学科を設置するといった方法もある為、「共学化」とは無関係である。

また、現在は大学で「女子枠」を創設する動きが盛んである([大学受験]理工系学部「女子枠」導入…私立大 6 選 | リセマム ([resemom.jp](http://resemom.jp)) 参照)。これは男女別学の流れの為、『(5)』の学科も認められるべきである。

5.

勧告文 6 項に、以下の記載がある。

第5 調査結果に基づく検討・議論、及び勧告の趣旨・内容

1 法令等の趣旨・内容

(1) 憲法第14条第1項において、「法の下に平等」が定められ、憲法第26条第1項においても「ひとしく教育を受ける権利」が規定されており、教育における男女の差別が禁じられている。

憲法の下の教育を等しく受ける権利は、埼玉県で同等レベルの別学・共学高校が幾つもある為、既にその権利を埼玉県は享受している(本意見書『2.』参照)。つまり、男女別学は男女の区別であり、憲法を始め、如何なる既存のルールにも抵触しない。

6.

勧告文 6・7 項に、以下の記載がある。

(2) 昭和 60 年（1985 年）には、日本は女子差別撤廃条約を批准し、その中で、第 1 条において「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限」であって、「政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享楽し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」と規定されている。

また、同条約の第 10 条柱書において「締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。」とされ、第 10 条（c）において「すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。」とされており、女子差別撤廃条約上、男女別学であることだけでは条約違反とはされていないものの、「男女共学」での教育が奨励されており、男女の役割についての定型化された概念の撤廃が求められている。

これは、本意見書『2』で説明した様に、女子差別撤廃条約は『男女共学』を推奨している訳ではない。

**勧告文 8・9 項に、以下の記載がある。****2 社会的な動向・他県の状況**

すでに、福島県では平成15年度から全校が共学化となり、宮城県でも平成22年度から全校が共学化となり、秋田県でも平成28年度から全校が共学化となっている。別学校が残っている県においても、群馬県では23校から10校まで減らすことが決定しており、栃木県でも19校から8校まで減少し、千葉県に至っては13校が2校（女子校のみ）となっている。

そして、いずれの県においても、県立高校についての再編計画や改革計画（秋田県：「新時代にふさわしい魅力ある学校をつくるための再編整備について（報告書）」、宮城県：「新県立高校将来構想」、福島県：「県立高等学校改革計画」、群馬県：「高校教育改革推進計画」、栃木県：「県立高等学校再編基本計画」、千葉県：「県立高等学校再編計画」）において、共学化についての言及がなされたことについては、上述第4の3のとおりである。

具体的には、例えば、福島県においては、「県立高等学校改革計画」（平成11年6月）（4頁第3の1）の中で、「共学化のねらい」として、「青年期の生徒一人一人にとって、高校時代は、様々な体験をとおして人間の在り方や生き方を学び、社会性を身に付けながら自己を確立していく時期である。この時期に、男女が共に学び、それぞれの個性を生かした役割を担って協力し、互いに人格を尊重し合いながら充実した学校生活を送る体験は、将来、男女共同参画社会を築いていくうえで大きな意味がある。」として、「男女共同参画社会」の構築を見据えつつ、高校という時期における人格形成として共学化が必要とされ、推進が実行されてきた。

また、まだ全校共学化がなされていない県においても、共学化の推進が謳われ、例えば、栃木県の「県立高等学校再編基本計画」（平成16年3月）では、「男女が共に築く社会の在り方として、高校においても男女が共に学ぶことには大きな意義があります。」とした上で、「男女別学校が多い地域については、できるだけ早く共学化を推進します。」と早期の共学化を進めてきた。

群馬県でも「高校教育改革推進計画」（平成23年3月）において、「今の社会においては、男女一人一人がそれぞれ持っている個性や能力を最大限に發揮し、共に義務と責任を負いながら共同して社会に参画していくことが求められています。」とし、共学化の推進の方針が引き継がれている。さらに、「第2期高校教育改革推進計画」（令和3年3月）においては、「男女が共に学ぶことの意義や、性差による制限のない学校選択の保障という観点に加え、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒への対応の必要性などからも、男女共学化を推進していく必要があります。」としている。

千葉県においても、平成14年11月20日決定「県立高等学校再編計画」において、残る2校の女子校については、女子高に進学を希望する生徒に配慮し、学区を県内全域とするなどして存続するが、「男女共同参画社会の進展を踏まえ、原則として女子校を共学化する。」としている。

以上を踏まえれば、他県においても共学化について議論がなされ、進められてきた経緯があり、確かに生徒数の減少における再編とともに進められてきたという流れもあるものの、多くの県も謳っているように、男女共同参画のために共学化が必要であるとの認識は、すでに社会共通の認識に成熟しているものと考えられる。

他県の共学化を、社会共通の認識と表現するのは、論理の飛躍である。何故なら、以下の事実が有る為である。

- 福島県では、GHQの指示で、高校の共学化がされたが、女子の入学が少なかった為、男子校に戻った経緯がある。  
埼玉県でも、同時期に久喜高校が共学から別学に戻した歴史がある。  
(別紙「福島県における高校男女共学の系譜・男子校に入学した女子生徒」。  
第61回 え、女子校? 「埼玉県立久喜高等学校」の校名:久喜市ホームページ (kuki.lg.jp)。参照)
- 男女別学は、従来の男女性別に対する儒教的・思想が強く影響している。  
(茨城県教育史(下)、206項)
- 上皇后美智子様は、女子高校出身である。
- 1990年代には、福島県の磐城女子高校で別学賛成が80%、福島県では中学生37.9%・保護者32.1%は男女別学を支持していた。
- 2020年頃の埼玉県に、埼玉県立の男子校に入学したいという理由で、他県から引っ越しして来た生徒がいる。
- 2023年時点で茨城県立の共学高校に『実質女子高』が存在する。
- ヤフーコメントで、男女別学賛成の意見が250件程書き込まれた。グーグル検索に於いても、男女別学賛成の意見は多数存在する。

よって、日本では男女別学の需要は過去も現在もある。

詳細は、別紙『現代の男女別学について\_20231001』、『福島県の共学化について\_20230925』を参照願います。

猶、宮城県と福島県の一律共学化は、男女別学高校の男女生徒・同窓会の反対を無視した強行採決であった為、参考にしてはいけない。

宮城県の場合は、共学校を改築する為に、改築費用に数十億円かかることが予想された。宮城県は財政的に厳しかった為、金銭面でも共学化は不適当であったと考えられる。

2022年からは、ウクライナ戦争の影響でガソリン代を始め、あらゆる物価が高騰しており、若者のみならず多くの県民が苦しんでいる。一律共学化は法律上絶対必要な事ではない為、現代においても金銭面で、一律共学化を進める必要はない。

(別紙『一律男女共学化に反対\_仙台の高校生 立ち上がる』。

別紙『福島県の共学化について\_20230925』。参照)

他県に於いては、「確かに生徒数の減少における再編とともに進められてきたという流れもあるものの、多くの県も謳っているように、男女共同参画のために共学化が必要であるとの認識は、すでに社会共通の認識に成熟しているものと考えられる。」とあるが、群馬県や栃木県において別学校が減少した主要因は、生徒数の減少による再編だと認識している。

実際に、群馬県と栃木県においては、共学化を推進しているが、「一律に全て」共学化するものではなく、県民の世論に配慮して慎重に検討している。別学を希望する世論もあり、「共学化が社会共通の認識」とは言い難い。

(<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/4856.html>。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/documents/20230703175643.pdf>。参照)

福島県では一律共学化した頃の資料に、少子化問題を詳細に数値で分析した結果は見つからなかったが、前述のように一律共学化への反対運動は起きていた。

現在の埼玉県では、定員割れは 18%(公立 143 校中 24 校。男女別学 2 校)あるが、定員割れの高校中 92%が共学校である為、「生徒数の減少における再編」は男女別学高校の共学化により解消される問題では無い。従って、一律全て「共学化」することが「社会共通の認識」とは言い切れない。

(令和 4 年度学校基本調査結果を掲載しました。 - 福島県ホームページ ([fukushima.lg.jp](http://fukushima.lg.jp))。

福島県の高校一覧 (その 1) | ナレッジステーション ([gakkou.net](http://gakkou.net))。

【高校受験 2022】福島県公立高、前期選抜志願状況(確定)安積 1.23 倍等 | リセマム ([resemom.jp](http://resemom.jp))。

【令和 4 年】県立高校の募集定員&今年の傾向 | 駿英式『勉強術』! ([shunei.com](http://shunei.com))。

令和 2 年度学校基本調査結果報告(概要) - 宮城県公式ウェブサイト ([pref.miagi.jp](http://pref.miagi.jp))。

宮城の公立高、人気校の定員削減「おかしい」? | 河北新報オンライン ([kahoku.news](http://kahoku.news))。

【速報・令和5年度入試】埼玉県公立高校入試出願状況<確定> | 埼玉新聞社 高校受験ナビ ([saitama-np-jukennavi.com](http://saitama-np-jukennavi.com))。

令和 4 年度学校基本調査 調査結果の概要 - 埼玉県 ([saitama.lg.jp](http://saitama.lg.jp))。参照)

また、2023 年の埼玉県は全日制高校全体の志願倍率が 1 を超えている。高校別の志願倍率で男女別学高校は 1 を超えている高校が過半数である為、別学の需要もある。定員荒れをしても、男女別学高校同士を合併する方法もあり、一律共学化の必要はない。

(2023(令和 5) 年度 埼玉県公立高入試志願確定状況について ([jyukan-ex.jp](http://jyukan-ex.jp))。

[https://czemi.benesse.ne.jp/open/nyushi/exam/11/feature/1533276\\_4036.html。](https://czemi.benesse.ne.jp/open/nyushi/exam/11/feature/1533276_4036.html)

[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/211727/04-jinko.pdf。](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/211727/04-jinko.pdf)

FrontPage - 医学部受験の高校 (saijiken.com)。参照)

実際に、1991 年の福島県の相双地区は過疎地だが、男女別学と共学の高校が同等学力で共存していた。よっては、少子化だからといって男女別学高校が無くなる訳ではない。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/377293.pdf>)

別紙 「福島県高等学校名鑑、1991 年、P94-102」。

別紙 「福島県の共学化について\_20230925」。参照)

その他に、他県の共学化の理由を福島県・宮城県の知人に更に尋ねた所 両県では交通の便が悪く(電車は 1 時間に 1 本しかないのが普通)、男女別学高校と同等の学力の共学高校が近くに少なかった事が、共学高校が求められた理由の一つと回答があった。よって、男女別学高校を全て無くす必要はなかった。本意見書『7.』の初めに記載した様に、県民の 3 割は男女別学高校を支持していた。

埼玉県は、共学高校の進学校(大宮高校・市立浦和高校等)が交通の便の良い位置に存在している為、男女別学高校を無くす必要は無い。

(県立の女子高・男子高は共学化しなければならないのか？ | 西村 章(Sho Nishimura) (note.com) 参照)

また、1990 年代に共学化を経験した福島県の高校を調査した所、男子校と女子高を合併させた訳ではないので、共学化に伴い各校が『トイレの増設・グラウンドの拡張・部活動の増加・別学校最後の行事の運営』で現場が追われた事が分かった。その為か、磐城高校の国公立大学合格者数は、共学化をした 2000 年が特に少なかった。

施設の増設は多くの資材も使う為、SDGs の観点からも一律共学化は否定されるべきである。そして、生徒の勉強時間の確保の為にも、一律共学化は不適切である。

詳細は、別紙 「福島県の共学化について\_20230925」を参照願います。

2023 年時点では、福島県の知人達は進学実績と学科のみで高校を区別している状態である。よって、多様性の面からも男女別学高校は存在価値がある。

実際に、埼玉県の大宮高校は、『共学の進学校』と HP に載せている為、男女別学の県立浦和・浦和一女とは違う特色と意識している可能性がある。一律共学化をしてしまうと、学校の特色が薄れる為、現在の共学校にもメリットがないと考える。

栃木県の「県立高等学校再編基本計画」に、「男女別学校が多い地域については、できるだけ早く共学化を推進します。」とあるとのことだが、『多い』の基準は曖昧である。仮に『50%

以上を多い』と定義すると、埼玉県は『男女別学校は、8.8%(県立高校 137 校中、男女別学校は 12 校。)』であり、多いとは言えない。

例えば、日本で LGBT に該当すると回答した割合は 2020 年に全体の 8.9% であり、彼らを認める為の法整備が行われている。埼玉県の性的マイノリティの割合が 2000 年に 3.3% であり、彼らに対して埼玉県は相談窓口を設置している。3.3% や 8.9% のマイノリティが認められている為、8.8% の男女別学校も認められてよい。

([https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/174096/saitama-lgbt-phanflet\\_2021\\_revised-v2.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/174096/saitama-lgbt-phanflet_2021_revised-v2.pdf) ソース埼玉県。

日本の LGBT の割合は人口の約 10% - 高校生での割合や海外との比較も紹介 | SDGs CONNECT ([sdgs-connect.com](https://sdgs-connect.com))。

なかなか進まない LGBT 関連法案、課題と経緯をわかりやすく解説 | リビングマガジン Biz ([lvnmag.jp](https://lvnmag.jp))。参考)

群馬県の「高校教育改革推進計画」に「性差による制限のない学校選択の保障という観点に加え、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒への対応の必要性」とあるとのことだが、埼玉県における男女別学校は 8.8% と多くはなく、「別学校で学びたいという選択の保障」として、残すべきである。また、「性同一性障害や性的指向・性自認」は、共学化とは別問題であり、共学化によって解消するものではない。むしろ、共学校のほうが、「男子の平均像」「女子の平均像」の両方が見えることで、両者と異なる「性的指向・性自認」が目立って、望ましくない場合があるかもしれない。確かに、「性同一性障害」の生徒が進学するにあたって男子校や女子校は支障あるだろうし、「性同一性障害や性的指向・性自認」に対応するために共学校が必要な場合はあると思う。しかし、共学校と別学校が両方あって、しかも別学校は少数だから、問題ない。そもそも、「性同一性障害や性的指向・性自認」に対応するのであれば、「別学校で学びたいという希望」にも対応すべきである。

勧告文の群馬県の項に、「男女が共に学ぶことの意義」という記述があるが、学校間交流や部活動の際に異性と学ぶ事で、対処は可能である。実際に、現在は部活動の合同チームや、外部委託が進んでいる。男女別学とは、授業中に同姓のみという意味であり、それ以外で異性と学ぶ事は可能である。また、男女参画の観点からも、目指すべき姿ではないか。

(部活動、複数校合同実施へ 大阪府立高で 23 年度から - 日本経済新聞 ([nikkei.com](https://nikkei.com)) 参照)

また、男女平等の評価の高いフィンランド人に、男女平等について質問した所、「フィンランドは約 600 万人と人口が少なく、国土も広い為(日本と同等の面積)、大国(主にロシア)に対抗するには、女性も働かねばならず、男女平等となった。」と教えられた。猶、私がフィンランド在住時は、男女別学高校は見当たらなかった。フィンランドは人口密度が低く、交通の便も

悪い事や、日本の様な受験戦争がない事(フィンランドには塾が見当たらない。)、進学校の概念がない事が理由なのかもしれない。

中国内陸部は高校まで自宅から1日もかかる生徒(遊牧民)もいる程 土地が広大な為、男女別学高校では運営しづらい。私の同僚のモンゴル人の方は、このような土地の共学高校出身なのだが、その土地では男女別学高校は存在しないとの事である。

他の例としては、イスラム教国では男女別学が普通である。

(キッズ外務省)世界の学校を見てみよう！：イラン・イスラム共和国 | 外務省 (mofa.go.jp) 参照)

よって、高校の共学化とは、各国・土地の事情・宗教に応じて発生しているだけの可能性があり、社会共通の認識とは言えない。

「共学校があつて、男子校、女子校もある」ほうが、「多様性」があると考える。国連に於いても、多様性は認められている為、埼玉県民の文化は認められるべきである。

(人や国の不平等をなくそう | 国連広報センター (unic.or.jp) 参照)

## 8.

勧告文 9項に、以下の記載がある。

### 3 平成13年度勧告からの経緯・取組における問題点について

平成13年度勧告がなされた後の埼玉県での取組等については、第4の4で詳述したとおりである。

確かに、平成14年度報告書に向けて、教育委員会において、男女別学校12校の校長へのヒアリングを行ったとのことである。また、公立中学校長への共学化に関するアンケートを行ったとのことである。

しかし、これらの調査は、学校の管理者に対しての調査のみであり、高校教育における直接の当事者である生徒やその保護者、教職員等に対する調査ではなかった。そしてそれ以降について、県民全体の意見を聴取するような公聴会、アンケート調査などについては、行われている様子も一切伺われない。

これから高校生になる子供たちにも関わる問題であることから、中学生も含めた県民全体の意識調査を行うなどの積極的で、かつ、主体的な取組が必要である。

平成14年度に、一律共学化に反対する署名約27万人分が知事に提出され、検討した県教委も03年に「早期に共学化を実現するという結論には至らなかつたことが、その後の調査が必要とされなかつた理由と考えられる。

(問題視…男女別学の埼玉県立高校“共学化”早期に求める 苦情処理委が勧告 各校の伝統どうなる、注目は(埼玉新聞) - Yahoo!ニュース 参照)

更に、本文『7.』で記した様に、現在でも埼玉県立の男女別学高校入学志願者倍率は、1を超えている学校が12校中10校と過半数である。これは県民からの需要が高い証拠であり、別学校の維持は、県民の意思であると考える為、意識調査が必要な状況ではない。

もし、教育委員会が「共学化を推進したい」と考えるならば、改めて、県民、とりわけ当事者である中高校生に、広く意見を聞くべきである。もし、教育委員会が、わずか3名の苦情処理委員による勧告のみに基づいて、拙速に共学化を進めるなら、それは民主主義の否定だと断罪する。

教育員会に求めることは、「勧告に従わないこと」である。もし、教育委員会が、何らかの措置をしなければならない場合でも、すべきは「県民の意見を聞くこと」であって、「共学化を推進すること」ではない。

今後は丁寧にニーズを聞いてから判断をすることが必要と考える。

#### 9.

勧告文 9項に、以下の記載がある。

##### 4 別学校が維持されてきた理由について

平成14年度報告書にあるとおり、「歴史」や「伝統」は、重要なものであり、否定はされるものではなく、尊重されてしかるべきものである。

特に、女子校においては、アファーマティブアクションの観点からも、積極的に設置がなされる許容性も認められないわけではない。しかも、これまでも男女共同参画に資する人材が育成されてきた経緯も認められる。

しかしながら、今回、調査・検討しているのは、あくまでも県立高校の問題であり、公立学校における公共性をかんがみれば、やはり公的機関が性別に基づき異なった取扱いをなすのは大問題であり、公費で賄われていることも考慮されなければならない。歴史や伝統の尊重や各学校の主体性等の尊重を伴いながらも共学化を進めることは何ら不可能なことではない。

したがって、歴史や伝統や主体性を尊重することと共学化は両立し得るものであり、歴史や伝統を重視したとしても、共学化をしなくともいい理由にはならない。

本意見書『1.』と『8.』でも記載した様に、男女別学高校は認められていることと、埼玉県では男女別学高校の需要がある。公立学校における公共性に則り、国民の選択に応じて学習環境を提供しており、何ら問題はない。

私学であっても、助成金という公費が投入されており、公費が投入されている以上、公共の存在(憲法89条を参照)である。私学に男女別学を認めているのだから、公立高校に男女別学があつて問題ない。2020年度より、国から私学への就学支援金が大幅に引き上げられ、授業料の実質無償化が行われている。よって、現代では私学と公立高校に公共性の差はない。

(【埼玉県】私立高校の学費と私立高校授業料の実質無償化 | 埼玉県 最新入試情報 | 進研ゼミ 高校入試情報サイト (benesse.ne.jp) 参照)

男女別学が私学にしか残っていなかった場合は、私学の学費が高騰した際や、多額の寄付金を払わねばならない私学しか選択肢出来ない際に、男女別学を希望する生徒の家庭は高い学費を払わなければならない。男女別学を希望する者に経済格差が生じる可能性もある。公立学校に共学、男子校、女子校があることで、男女別学で学びたいという希望に平等に応えることができて、適切だと考える。

10.

勧告文 10・11 項に、『5 男女別学校の現状の具体的な問題について』種々の記載があるが、本意見書『2』と『4』に記した通り、どれも共学化とは無関係である。

以上



2023年9月28日

埼玉県教育委員会教育長  
日吉 亨 様

埼玉教職員組合  
中央執行委員長

丸山 巧



埼玉高等学校教職員組合  
中央執行委員長

嶋田 和彦



「埼玉県男女共同参画苦情処理委員会」の勧告を真摯に受け止め、  
「すべて県立高校の共学化」を早急にすすめること等を求める要請書

貴職におかれましては、日頃より、本県の教育の推進にご尽力されていることに  
対し敬意を表します。

さて、埼玉県男女共同参画苦情処理委員会は本年8月30日に、「埼玉県立高校において、共学化が早急に実現されるべきである」ことなどを趣旨とする勧告を発出しました。

勧告では、過去の勧告（2002年3月28日）にもふれながら、それに対する県教委の対応の問題点を指摘し、また埼玉県立高校の現状についても詳細に記述しています。さらには、このかんの、社会的な動向や他県の動向についても詳細な分析を行っており、「勧告」の本気度が十分に伺えるものとなっています。

残念ながら、これまでの埼玉県教委の「魅力ある県立学校づくり」等の基本方針において、ジェンダー平等の視点が欠けていたことは、この「勧告」の指摘を待つまでもなく明らかであると言わざるを得ません。

つきましては、「勧告」踏まえ、以下の事項についてについて要請いたしますので、誠意あるご対応をお願い致します。

記

1. 2023年8月30日に発出された「すべての県立学校の早急な共学化」等を趣旨とする「埼玉県男女共同参画苦情処理委員会の勧告」に対する県教育委員会の見解を明らかにし、文書によって回答すること
2. 同勧告の趣旨を踏まえ、以下の事項を早急に実現すること。
  - ① すべての県立学校を共学化すること
  - ② 県立学校及び県教育局において、女性管理職の割合を増加させること
  - ③ 市町村立学校において、女性管理職の割合を増加させること
  - ④ 市町村教育委員会において、女性管理職の割合を増加させるよう要請すること

以上



2024年5月28日

埼玉県教育委員会教育長  
日吉 亨 様

埼玉教職員組合

中央執行委員長 佐々木俊一

埼玉高等学校教職員組合

中央執行委員長 羽田 亮介



## 県立高校の共学化の実現を求める要求書

日頃の本県教育の充実のための取り組みに敬意を表します。

さて、埼玉県の県立高校の別学校に関して、2023年8月30日に埼玉県男女共同参画苦情処理委員から勧告を受け、現在、県教委は勧告に対する回答ならびに県立高校の共学化に向けて取り組まれているところと思います。

しかし県教委は、別学校からの丁寧な聞き取りを実施するなかで、別学校関係者の強い共学化反対・別学維持の意見を「重く受け止める」と発言しています。本県の進める男女共同参画社会・男女共生教育推進に水をさすような発言には驚かざるを得ません。

私たち埼玉教職員組合・埼玉高等学校教職員組合は、2002年の同委員からの勧告の際にも、県教委に対して、共学化の推進を強く訴えました。しかし、当時も県教委は別学校関係者からの強い反対の前に、結果的には判断を回避しました。その結果が、今回20年後の勧告となっています。しかも、前回の勧告以降、県教委は県内別学校に対して、校内で共学化に向けた議論をしていくことをまったく促すこともせずにきたことが、今回、別学校関係者が共学化に強く反対する結果を招いています。県教委の無策と言わざるを得ません。

共学化をめざすとは言いながら県教委の矛盾した姿勢は、私たちに大きな不安を抱かせるものとなっています。男女共同参画社会実現に向けて、県教委としてのスタンスを明確化するとともに、今後ともその施策の充実に努めるべくご努力を期待するばかりです。

今回は高校入学を希望する生徒からの思いを受けての勧告です。繰り返しますが、県教委は共学化の方針を堅持している以上、苦情処理委員からの別学校の共学化勧告について、共学化に向けて取り組むことだと思いますが、確認の意味も含めて以下の事項について要求します。

- 1 県立高校の別学校の共学化を早期に実現すること。  
(別学校の募集要項から男女表記をなくすこと)  
また、そのスケジュールについて具体的な道筋を示すこと。
- 2 勧告が求めている教職員配置のアンバランス解消、学科設置の課題解決に向けて、具体的な取り組みを行うこと。
- 3 別学校のみならず、すべての公立学校において、男女共同参画社会実現に向けた啓発活動の一層の充実をはかること。

-以上-



2024年7月23日

埼玉県知事 大野元裕様  
埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨様

### 埼玉県立高校男女別学校の維持についての要望書

下記の通り要望いたします。

記

- 埼玉県立高校の男女別学校 12 校の維持（男子校・女子校の維持）を要望します。
- 埼玉県教育委員会と別学維持を要望する県立高校の各校在校生有志との対話、意見交換を要望します。

以上

埼玉県内高等学校連携有志

埼玉県立浦和高等学校在校生有志  
埼玉県立浦和第一女子高等学校在校生有志  
埼玉県立大宮高等学校在校生有志  
埼玉県立春日部高等学校在校生有志  
埼玉県立春日部女子高等学校在校生有志  
埼玉県立川越高等学校在校生有志  
埼玉県立川越女子高等学校在校生有志  
埼玉県立久喜高等学校在校生有志  
埼玉県立熊谷高等学校在校生有志  
埼玉県立熊谷女子高等学校在校生有志  
埼玉県立鴻巣女子高等学校在校生有志  
埼玉県立松山高等学校在校生有志  
埼玉県立松山女子高等学校在校生有志  
・ さいたま市立浦和高等学校在校生有志  
(学校名 50 音順)



令和6年1月27日

埼玉県知事 大野 元裕 様  
埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨 様

### 埼玉県立高等学校の男女共学化の推進を求める意見書

埼玉県男女共同参画苦情処理委員会は、令和5年8月30日、埼玉県教育委員会教育長に対し、埼玉県立高等学校の共学化を進めるべきであるとの勧告書を提出しました。これを受け、一般社団法人埼玉県立浦和高等学校同窓会は、先日、県知事および教育長に宛てた共学化反対の意見書を提出しました。

この意見書は、同校同窓会が卒業生の意見を積み上げた結果であり、卒業生のなかでは共学化反対のものが多数であるということは事実です。一方、共学化を推進すべきとの意見も約3分の1あったこともまた事実です。

多様性の尊重という世の必然的な流れのなかで、本件は男女平等推進という観点から提起され、それへの対応が検討されているものと認識しています。一方で、男女二元論で性を語ることの妥当性が揺らいでいます。近年では単にLGBTではなく、LGBTQIA+と更に多様な性のあり方が認識されるようになりました。性に対する認識が根本的に変化した現在、男女の区別に基づいた別学教育を維持することの合理性を示すことは既に困難となっています。

また、共学化を進めることは、感受性豊かな成長期に「男の子」だけで隔離された環境ではなく、より多様な環境のなかで、あらゆる人たちと分け隔てなく付き合う能力を高めることにつながります。新しい社会を切り開く柔軟な価値観を持った20年後、30年後の多様化した社会における真のリーダーを育成していくために共学化が妥当です。

ジェンダーに限らず、様々な面で多様な子供たちが分け隔て無く優れた教育を受ける権利を否定されるべきではありません。この件について埼玉県が賢明な判断を示されるよう望みます。

埼玉県立浦和高等学校第34回卒業生有志（五十音順）

碇 康雄（川口市議会議員）

岩田 康之（東京学芸大学教授）

鈴木 永純（産婦人科医師）

東郷 公徳（上智大学教授）

星 弘文（国際開発コンサルタント）



2024年1月30日

埼玉県教育委員会教育長様

### 共学化勧告に対する意見・要望

埼玉県立浦和第一女子高校後援会会长

#### 1. 選択肢の確保

公立別学校が共学化されると、別学校を希望する場合私立学校を選択せざるを得ない。首都圏の私立学校では、中高一貫の教育課程が増えていること及び別学校の共学化により、「高校から別学校に進学する」選択肢が減少している。  
選択肢をこれ以上減らさないためにも、公立の別学校は存続させてほしい。

#### 2. 児童、生徒の現状把握

我々大人は自分自身のその時期を振り返り、照らし合わせながら子供を見ている部分がある。しかし、今の児童、生徒は我々と全く異なる環境に置かれている。コミュニケーション手段の革新は特に大きく、児童、生徒たちはSNS等を通じ学校内外とのつながりを持ちコミュニティに所属しているなどしている。  
このように生徒は別学校にいても、異性と全く接しないということはない。実際本校でも、共学、別学関係なく他校との交流は部活など学校単位でも、個人単位でもある。  
別学=世間が狭い ではないことを理解して欲しい。

#### 3. 児童・生徒の利益を最優先に

私たち大人は、別学校が実際共学になってもこれから的人生は変わらないが、今の中学生以下の子供たちにとって高校受験は人生の岐路であり重要である。  
共学化という、箱の部分によるもののみでなく、眞の男女共同参画化推進となる施策を進めてほしい。  
在校生保護者アンケートにも、具体的な提案が自由記入欄にあるので参照願いたい。



## 意見書

令和6年2月2日

埼玉県知事 大野元裕様

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨様

埼玉県立春日部高等学校同窓会会長 種村隆久

PTA会長 相澤 歩

後援会会长 高水良太

このたび、春日部高等学校同窓会、PTA、後援会は、連名で、埼玉県男女共同参画苦情処理委員からの勧告書（令和5年8月30日付）（以下「勧告書」という。）への意見を次のとおり申し述べます。

結論として、勧告書に提起された県立別学校の共学化に反対し、今後も男女別学を維持すべきであるとの意見となります。

貴職におかれましては、慎重かつ明快なご対応を図られるよう、心よりお願ひ申し上げます。

### （1）学ぶ機会の多様性を奪うことにならないか

今回と同様の勧告がなされた前回（平成13年・14年）当時と比較して、現代社会は大きく変動しています。ダイバーシティやジェンダーフリーという言葉に示されるように、性差別に限らず多様性や個人の選択の自由を広く社会が尊重する時代となっています。

その意味において、当時の「各学校の主体性を尊重する必要性がある」という県教育委員会の見解は、現代においてより一層評価されるべきであり、学ぶ機会の多様性を保障することこそ最も尊重されるべきです。

男子校・女子校・共学校が共存し、多彩な学びが可能な埼玉県の高等学校制度は他県に誇るべきものであると考えます。仮に、別学校での学びを希望する生徒の選択範囲が私立学校だけになってしまった場合、公立学校より高額な学費（施設費や通学関係費等）の経済的負担を担えない家庭もあり、自ずと学校選択の多様性が損なわれる結果になります。

公立別学校の共学化は学ぶ機会の選択肢を狭めることになり、現代社会における多様性や選択の自由の意義を否定することに他なりません。

## (2) 生徒ファーストの基本原則が尊重されているか

勧告書は男女共同参画という視点のみからの提起であり、教育は「生徒ファースト」であるべきという原則が蔑ろにされています。また、公立学校のみを勧告の対象としているようですが、それでは男女別学と男女共同参画を考える上で適切な議論が導かれるとは思えません。女性差別撤廃条約の趣旨を例に上げていますが、その考え方には公立も私立もないはずです。

公費で賄われている公立学校だから別学は問題だ、という考えは偏った論理ではないでしょうか。男女別学の私立学校にも助成金として公費が投入されています。公的に支援すべき重要性があるとの観点からです。公立は別学廃止だが、一方で私立には言及しない、という勧告書の内容は腑に落ちません。

「令和6年3月中学校等卒業予定者の進路希望状況調査」によると、埼玉県では63.8%が全日制公立高校への進学を希望しています。そして、その中で現実的に別学校を希望する生徒が一定数いることは事実です。「令和5年度埼玉県公立高等学校入学者選抜志願確定者数」によると、本校の昨年の入学志願倍率は1.31倍であり、毎年の入学試験でも数多くの志願者が受験するなど、多くの生徒から選ばれています。

男子校、女子校、共学校、公立、私立など、様々な選択肢の中から生徒一人ひとりが自らの意思で進学先を選べることこそが「生徒ファースト」であり、多様性の時代に最もふさわしい教育のあり方だと考えます。

## (3) 春日部高校の多くの保護者も別学を望んでいる

本校で実施した保護者アンケートでも「以前は共学に賛成していたが、息子が伸び伸びと学校生活を謳歌している姿を見て別学校の良さに気づいた」「自分は県立共学校だったので息子の進学も共学を勧めたが、子どもが男子校を自分で選び充実した毎日を見ていると公立男子校という選択は残してほしいと願っている」「男子校女子校独自の雰囲気が良くて選択している生徒もいる」「そもそも男女共同参画と共学化は別問題だと思う」など多数の意見がありました。回答者の過半数が公立共学高出身者でしたが、別学の維持に賛成する回答が全体の約83%でした。また、子どもを男女別学（春日部高校）に通わせてよかったと感じているとの回答は全体の約98%でした。生徒も保護者も一律の共学化を望んでいないことは明らかです。

## (4) 共学化と男女共同参画を同じステージで論じることは適切か

男女共同参画社会で重要なことは、男女の垣根を越えて議論し協力することであり、その過程でそれぞれの特性を理解し尊重しあうことだと考えます。

それは、男女別学校では実践できないのでしょうか。

そもそも別学校には「男の役割」「女の役割」という一般社会で長年言われ続けている固定的な性差の概念はありません。授業、部活動、生徒会、文化祭など、あらゆる場

面で自分たちだけで仕事を完結させるのです。男子も料理や縫い物をし、女子も重い荷物を運び会議の議長をします。

一例ですが、本校では、日ごろから様々な部活動において女子校と合同練習を行っています。男女生徒が互いに意見を交わし協力しながら記録の向上や技術の上達に取り組んでいます。別学校でありつつも、固定化された男女の役割分担を超えて、男女の相互理解や連携協力のあり方を学び、互いに尊重しあう環境づくりを進めています。別学校だから男女共同参画が進まないという懸念は杞憂だと申し上げます。

#### (5) 不易流行

世の中には「時代が変わっても変えてはいけないもの」「時代に合わせて変えるべきもの」があります。

長い年月を積み重ねて、多くの関係者の不断の努力によって作り上げてきた歴史や伝統は次世代にしっかりと繋げていくべきものです。一度失ってしまったら二度と取り戻すことはできません。こうした価値あるものを壊してまで共学化する必要性があるのか疑問です。これまで述べたように、共学化が男女共同参画の推進に資するとは必ずしも言えないと考えるからです。

一方で、変動する現代においてＩＴ・デジタル技術が今後さらに進展し、学習法も変化、多様化していくことは明白です。別の場所にいてもオンラインで互いに議論したり共同研究をする技術や取組みは、すっかり定着し様々な活用が図られています。新しい社会に適応した先進技術の活用や、新たな価値観を取り入れた学習カリキュラムの創造により、男子校・女子校という枠組みを超えた新しい共同の学びが可能になると考えます。

#### (6) 未来志向で新たな教育スタイルを埼玉から

前回の勧告への県報告書（平成14年）でも、本県の別学校は「長い歴史と伝統」「県民の高い評価」「在校生、卒業生、保護者、地域住民の根強い愛着」「多くの県民の強い支持」があるとの記載があります。

別学校の存在意義、社会的価値を尊重するのであれば、本県が誇る男子校・女子校・共学校という選択の多様性を生かしつつ、生徒ファーストの視点を基本に、「未来志向」の新たな学習のあり方を、教育関係者のみならず多くの県民とともに模索し作っていくことこそが望ましい未来ではないでしょうか。

ぜひ、貴職や県民の皆さんのお意見を結集してご検討いただきたいと思います。

#### (7) 後記

勧告書を受けて、春日部高校同窓会は全国37支部（うち一つはヨーロッパ春高会）に意見を聞き、25支部から回答を得ました。また、PTA・後援会の構成員であるす

べての在校生の保護者にアンケート調査を行い、622人の回答を得ました。この意見書は、それらの回答の中から主な意見をできるだけ集約したものです。

回答の中には「時代の流れだから共学もやむを得ないが、ていねいな議論を時間をかけてやるべき」といった意見も少數でしたがありました。ただ、多くの同窓生や生徒保護者が明確に別学の維持を支持しています。本校関係者の偽らざる声だとご理解ください。

なお、勧告書にある女性管理職や女性教員数の問題は、有能な人材であれば男女問わず適材適所で登用されるべきです。ただ、この問題と共学化の問題は一概に論ずるべきではないと考えます。

以上、勧告書について、本校からの意見を申し述べました。貴職におかれましては、この意見書や、関係各校の意見、またアンケート調査結果等を十分に尊重していただくとともに、今後、ていねいで開かれた協議検討を進めていただき、関係者や多くの県民が心から理解できる明快な回答を導いていただくことを期待いたします。



令和6年2月17日

埼玉県教育委員会教育長 様

埼玉県立川越高等学校同窓会長 根岸秋男

### 埼玉県男女共同参画苦情処理委員による勧告に対する意見について

現下の学校教育においては、男女共同参画社会実現への課題解決を含む多様性を尊重する社会の実現に向けた人権に係る教育実践が重要なテーマであり、これまでも埼玉県立高校では共学校、別学校を問わず不断の努力を必要とする課題として真摯に取り組んできている。

また、埼玉県立高校においては、今後もますます多様性が尊重される社会の中にあって、公正な選抜により等しく学ぶ機会が保障されている下で、将来の社会を担う若者が自らの意思で種々の選択肢の中から別学校を選び、切磋琢磨しながら生き生きと学んでいる。

埼玉県男女共同参画苦情処理委員による勧告（以下「勧告書」）は、これらの埼玉県立高校における教育実践の成果を総合的に評価・検証することなく、一律に共学化を求めているが、埼玉県立高校の現状に鑑みると、別学校の存在自体が男女共同参画社会実現への課題解決に向けた障壁となり、早急に改める必要があるとは考えられない。

弊会は以上のこと踏まえ、標記勧告について下記のとおり意見を申し述べ、今回の「勧告書」の趣旨に基づく埼玉県立川越高校の共学化に異を唱えるものである。

#### 記

1 「勧告書」では「社会的な動向・他県の状況」として、福島、宮城、秋田3県の全校共学化と、群馬、栃木、千葉3県の別学校から共学化への経過について述べている。そして、その最後は、「・・・確かに生徒数の減少における再編とともに進められてきたという流れもあるものの、多くの県も謳っているように、男女共同参画のために共

学化が必要であるとの認識は、すでに社会共通の認識に成熟しているものと考えられる。」（下線部 弊会記載）と、ある。上記各県では「地域によって異なる人口動態や生徒減少（福島県：「県立高等学校改革計画」）、「少子化・過疎化による地域の生徒数の減少（宮城県：「新県立高校将来構想」）等が当面する共通の課題であり、その解決に向け、新時代にふさわしい魅力ある県立高校をつくる再編整備の中で共学化にも取り組んできている経緯がある。しかし、埼玉県の人口動態が「自然減少・社会増加」の傾向にあること、埼玉県が東京都内高校への通学可能圏であるとの地理的条件が上記県と大きく異なっている。このことからも、埼玉県では上記各県の取組を踏まえつつも県独自の視点で魅力ある県立学校をつくることが必要であると考える。

2 「勧告書」では、「これまで男女共同参画に資する人材が育成されてきた経緯」を認め、女子校の共学化については論点として言及しないまま、「今回、調査・検討しているのは、あくまでも県立高校の問題」と限定し、「公費で賄われていることも考慮されなければならない」公的機関である県立高校が、性別に基づき異なった取扱いをなすのは大問題であるとしている。しかし、男女共同参画を推進する次代を担う若者を育成するという事業は、埼玉県のみならず国レベルで取り扱うべき大事業である。このことからすれば、男女共同参画社会の実現を目指す取組は「公費で賄われていることも考慮されなければならない」、「あくまでも県立高校の問題」としてではなく、ここでは詳細に論じることは控えるが、程度の差こそあれ公費で賄われている私立高校の男女別学校をも含めた広範な課題として取り扱うべきであると考える。

3 「勧告書」では埼玉県立高校における男女別学校の管理職数や教職員数の格差問題について数字を挙げて指摘している。この指摘については、「女性の管理職への登用率は、埼玉県教育委員会全体で（さいたま市を除く県費負担教職員を含む）、平成28年度に13.2%であったのに対し、令和2年度では17.4%と登用率は着実に上昇している。」（「女性活躍・子育て応援事業主プラン（後期計画）」埼玉県教育委員会 令和3年4月）ことを踏まえれば、男女共同参画を推進する上でも一層の環境整備が必要であることは言うまでもないことである。しかし、この指摘内容と共学化の早期実現とは全く別問題であると考える。

- 4 県西部に位置する県立川越高校のこれまでの魅力ある教育活動が広く地域社会に浸透し認められており、その結果として「ぜひ入学して学びたい」と願う中学生が多く存在している明らかな事実がある。この事実は、しなやかな感性と問題意識を有し入学してくる生徒に、「新たな時代に向けて、伝統ある進学校としての期待に応えつつ、自主自立の校風を継承・発展させ、リーダーとなる良識ある人材を育成（目指す学校像）」している結果である。男子校で「新たな時代に向けて・・・リーダーとなる良識ある人材」を育成し、学校一丸となり日々の教育活動の中で男女の役割についての定型化された概念の撤廃にも的確に真摯に取り組んでいるからこそ、保護者からも地域社会からも信頼されているのである。「勧告書」にある、男女共同参画社会の実現を目指すために埼玉県立高校の男女別学校の早期共学化が不可欠であるとの見解に対し、県立川越高校に「ぜひ入学して学びたい」、「学ばせたい」と願う中学生やその保護者が多く存在している明らかな事実に基づいて、本勧告に対する措置を検討していただきたい。
- 5 每年、県西部地区住民である高校生の一定数が、東京都内の国、私立高校に通学している。県西部の別学校である県立川越高校、川越女子高校には、そのような地理的条件の中にあっても、例年多くの中学生が「ぜひ入学して学びたい」学校として自ら選択して受検、入学し学んでいる。当該校が位置している地域で現今の中願者数を維持しているような状況下で、当該校が共に共学化した場合、本来なら2校に入学を希望する一定数の生徒が、多様な選択肢の中から容易に都内の国、私立の別学校を選択し、入学し学ぶことになるのではないか。こうして、魅力ある県立高校をつくる再編整備とは程遠い結果になることが十分懸念される。このことから、埼玉県立高校の共学化への検討は、地域や学校の実情を踏まえ総合的かつ慎重に判断していただきたい。



## 埼玉県立高校における別学維持について

埼玉県立川越女子高等学校同窓会

埼玉県男女共同参画苦情処理委員会は、「男女別学」は女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約上、男女別学であることだけでは条約違反とはされていないものの「男女共学」での教育が奨励されており、男女の役割についての定型化された概念の撤廃が求められている。埼玉県立高校の男女別学校における管理職や教職員の格差における問題が浮き彫りになっていることは明らかであり、別紙で提言した施策がなされるとともに、埼玉県立高校において、共学化が早期に実現されるべきである、と勧告した。

しかし、埼玉県立川越女子高等学校同窓会は、別学を今後も維持すべきと考えます。

また、申出の趣旨と勧告の趣旨の後段は共学化問題とは観点がずれっている。別問題である。

- 1 女子高校の生徒には、ジェンダーバイアスはかかっておらずのびのびと各自が個性を大事にし、それぞれリーダーシップを發揮している。  
文化祭や体育祭の活動において力仕事なども積極的に行い固定化された男女の役割に左右されることはないジェンダー平等の教育を行っている。
  
- 2 共学校では、「女子は目立ちたくない」「はっきり物を言ったり積極的に発言した」ら、男子から陰口を言われたりすることがある。それを機に発言しなくなったりするなどジェンダーバイアスがかかっている。共学校でも性別で分けている授業を展開している現実がある。  
共学校では、社会に実際存在する男女間の格差や不平等が学校内に持ち込まれるというジェンダーバイアスがかかるというリスクがある。  
社会でリスクリングを行う際にも、女子は女子だけで行っているところもある。ジェンダーバイアスがかからないので女子が自分の考えをはっきりと積極的に発言するのでリスクリングの効果が大きいとの報告もある。
  
- 3 日本国憲法第14条「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」  
教育基本法第2条第3「正義と責任、男女の平等、自手の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」とある。改正前の旧教育基本法第5条では「～男女の共学は、認めされなければならない。」とあったが削除された。旧法でもすべて共学化しなさいとは規定してはいなかった。削除の理由は、生徒の受け入れと学校の構成原理である「男女共学」の方法の推奨をやめたということである。  
また、教育課程においても、学習指導要領は男女に差はつけておらず男女平等となっている。ジェンダー平等の教育の取り組みを実践している。

- 4 埼玉県教育委員会は、「21世紀いきいきハイスクール構想（平成11年度～平成25年度）」に基づき、総合学科高校、多部制定時制高校など様々な高校を設置してきた。構想終了後、魅力ある県立高校づくり方策策定（再編整備の進め方）をした。さらに、全ての県立学校の特色化の一層の可視化を図るため「県立学校の活性化・特色化」を策定した。

埼玉県には、普通科、専門学科、芸術系、体育系、語学系、共学校、男女別学校、全日制定時制、通信制など様々な特色ある学校がある。

川越女子高校は、固定化された性別に左右されることなく、理系のSSHの指定、部活動、大学進学等様々な活動に積極的に取り組んでいる。まさに、自ら学校の特色化に邁進している。毎日新聞の「母校をたずねる」で掲載された卒業生は、様々な分野の第一線で活躍してリーダーシップを発揮している。本校出身東京パラリンピックに出場した卒業生も本校を選び入学し部活動において競技を続けながら、学業、行事とすべてにのびのびとした女子高校の生活をおくっていた。性差にとらわれずに自己肯定感が高まりやすい。川越女子高校は多様性、ジェンダー平等、各個々人の尊重の教育を継続して行っている。

- 5 今日の社会においては、多様性の観点から、あらゆる選択肢があつてよいと考える。男女別学の意義は評価されるべきである。必要性は入試倍率などからも支持されている。

東京都は高校授業料の無償化を令和6年度から実施するが、都立高校は多くの定員割れを出した。無償化により私学の別学校への希望者が少し増えたとの報道があった。別学の支持があるということである。中学生が高校を選択する際に、別学を希望する生徒は相当数いる。思春期の時期に男子がいるとうまく学校生活を送れないなどの者もいる。別学では異性を気にせずのびのびと学習できる環境にある。

私立高校にも別学があるが、今回の勧告では触れていない。私学も公的な教育機関である。公的補助金を出している。私立高校も共学化すべしとはなぜか触れていない。矛盾ではないか。勧告に従えば。今後、女子高希望者は私立高校しか選択肢がないとなる。経済的に私立高校は難しい者にとっては、選択肢がなくなる状態になる。多様性の観点から選択肢を奪うことになるのですべて共学化することはあってはならない。

- 6 国立大学の付属高校には男子高校と女子高校がある。政府は「男女共学とするか男女別学とするかについては、学校の特色、その歴史的経緯等に応じて、各学校の設置者等において適切に判断されるべきものであると考えている。」と国会答弁をしている。

埼玉県立高校の男女別学校については、現代社会の多様性の観点から、各校の歴史的経緯、学校の特色、選択肢の幅をなくさない等からも男女別学は維持すべきと考える。

- 7 海外では、男女別学の学習効果についての研究が複数発表されている。

公立校で男女別学が増加傾向（アメリカ）男女別学出身者の多くが要職についている（シンガポール）成績の上位者に男女別学の学校が多く含まれる（イギリス）別学生徒のほうが成績ランクが平均12～15%高かった（オーストラリア）等の報告がある。



令和6年3月2日

埼玉県立松山女子高等学校  
Saitama Prefectural Matsuyama Girls' High School

埼玉県教育委員会教育長  
日吉亨 殿

## 共学化勧告に関する意見書

埼玉県立松山女子高等学校  
代表 PTA会長 高田 明彦  
同窓会長 坂本 祐子  
後援会長 鈴木 啓正

ご挨拶

平素より松山女子高等学校の教育事業に関し多大なるご尽力を賜り、誠にありがとうございます。PTA保護者・同窓会・後援会を代表し感謝申し上げます。

おかげさまで令和7年度に創立100周年を迎える当校は、伝統校として長く地域に親しみ愛され、地域の方々に育まれることで、特色ある公立女子高校として、男女共同参画社会において活躍のできる数多くの人材を輩出して参りました。偏に貴委員会ならびに歴代教職員の方々のご尽力によるものと、改めて感謝申し上げる次第です。

この度の埼玉県立別学高校の早期共学化実現に向けた勧告に対し、当校関係者である保護者・後援会・同窓会・現役生徒にアンケート意識調査を行ないました。“凛として輝く”という学校スローガンのもと、松女として今後どうあるべきか？ 幅広い世代の関係者よりフラットで忌憚のない意見を求めた結果、1,500名に及ぶ学校関係者に参加頂きました。

この調査結果を基に、当校関係者（保護者・後援会、同窓会、現役生徒）を代表した見解をまとめましたので、これを意見書として提出致します。ご査収のうえ、調査結果に基づいた適切なご判断を賜りますよう関係者一同心より願っております。

## 1. 県立松山女子高等学校の背景について

当校がこれまで長きに渡り女子校として存在してきた意義を再確認するために、設立当時の背景を再認識したい。

### ■設立に至る背景：

- ・大正15年 3月 2日 埼玉県松山実科高等女学校（4年制）として松山町立を認可。
- ・昭和24年 3月1日 埼玉県立松山女子高等学校として県立化。

当時より川越や熊谷には県立旧制中学（女子校）があったが、東松山近隣には女性が通える公立女学校がなかった。「女性にも平等な勉学の機会を」という地域の熱望により町へ設立を働きかけた結果、大正15年に町立の女学校として創立が実現した。

その後町立校として維持するための予算的な問題もあり、同窓生・保護者等関係者が「県立化」の要望書をもって埼玉県庁へ足繋く通った。その熱い想いを汲んだ当時の副知事から「女性であるあなた達の勉学に対する強い信念は、きっと社会を変える力になる」と高い評価を得て、昭和24年3月に県立移管を認可され晴れて“埼玉県立松山女子高等学校”となった歴史を持つ。つまり前身の松女生達は当初より、現在の“男女共同参画社会の実現”をいち早く目指し実践してきたものであり、松女は進取の気性を持ち合わせた素晴らしい伝統校なのである。

その間、当時“松山第一尋常高等小学校”内に校舎を置いていたが、3名の地元有力者が私財を投じ土地を提供するなどして、昭和23年3月に現在の地である和泉町へ移転した。校章の三本松をあしらったデザインは、この3名の地元協力者への敬意を表したものであり、現在も校内に3本松が大切に育てられているのは、設立者達の熱き想いを今に伝えるリスクpectの象徴である。

※当校HP参照および一部取材による



←三本松をあしらった校章は松女の歴史を支えた功労者への敬意の象徴

## 【参考】

### 2. 学校関係者へのアンケート調査参加依頼書

令和6年1月31日

埼玉県立松山女子高等学校  
PTA（保護者）・後援会の皆様  
同窓生の皆様  
現役生の皆様

埼玉県立松山女子高等学校  
PTA会長 高田 明彦

#### 共学化勧告に対する取り組みならびにアンケート調査へのご協力について

平素より当校PTA活動にご尽力を賜り誠にありがとうございます。PTAを代表し心より御礼申し上げます。

さて、令和5年8月30日に埼玉県男女共同参画苦情処理委員会から埼玉県教育委員会教育長に対し、「埼玉県立高校において共学化が早期に実現されるべき」とする主旨の勧告がなされました。これに基づき、今年1月以降より県教育委員会による当該勧告書の内容や別学・共学の意義、必要性などに対する意見聴取（以下ヒアリング）が行なわれることとなり、当校PTA（保護者）・同窓会といった関係団体としてこれに対応することと致しました。

このヒアリングにおいて、当校生徒の保護者ならびに同窓生、現役生から意見を広く集め、皆様のお考えについて真摯問わず県教育局にお届けする予定です。

つきましては下記概要に基きオンラインアンケートを実施致します。「萬として聞く」という当校の素晴らしいキャッチフレーズに相応しい学生を育むために今後どうあるべきでしょうか？ 真の意味での男女共生社会はどういうことでしょうか？ 皆様の恩恵のないご意見をもってアンケートの参加にご協力を頂けますようお願い申し上げます。

#### 【参考】

■埼玉県人権・男女共同参画課のプレスリリース

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/news/page/20230831.html>



■勧告全文

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/240982/news2023083101.pdf>



#### 【オンラインアンケート】

- ・アンケート実施期間：2024年2月1日（木）～2月12日（月）※予定
- ・アンケート方法：Google フォームを利用したオンラインアンケート

① PTA（保護者）・後援会の皆様はこちら

<https://forms.gle/29Eo5QanVP8pTTnk9>



② 同窓会の皆様はこちら

<https://forms.gle/ypelZjqSji5mcGWn7>



③ 現役生様の皆様はこちら

<https://forms.gle/74crsMqSShNh9woS8>



以上

### 3. アンケート意識調査 実施概要

以下概要において当該校関係者に対し広くアンケート意識調査を行なった。

■収集期間：2024年2月1日～12日

■対象者および参加数：

- ①保護者・後援会 515名
  - ②同窓生（卒業生） 488名（1961年～2023年の卒業生が参加）
  - ③現役生徒 481名
  - 合計 1,484名
- （オンライン調査のみ、かつデータクリーニング前の総数）

■収集方法：Googleformsによるオンラインアンケート  
同窓生は一部アンケート用紙を採用（総数に含まず）

■回答方式：

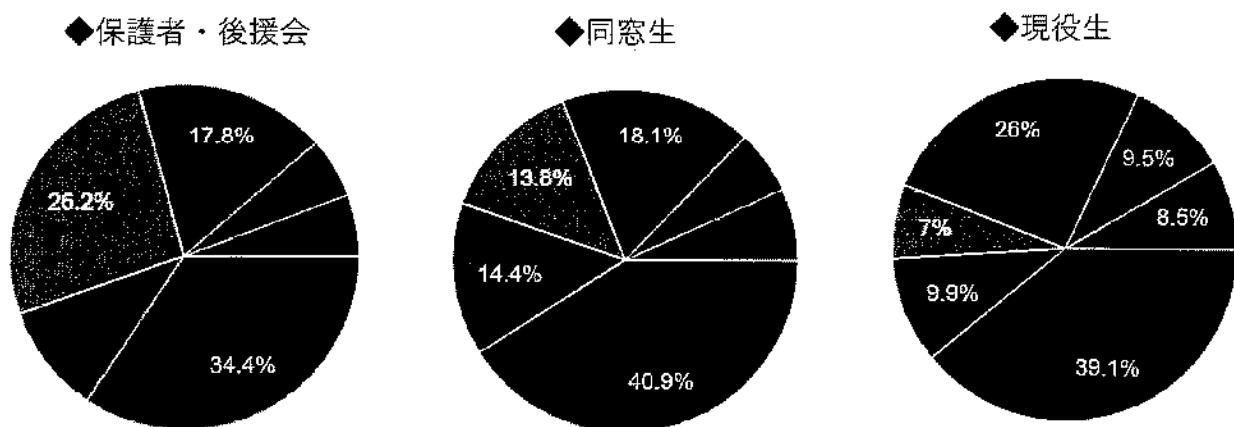
- ・選択式回答（必須）
- ・フリーワード記述式回答（任意）

## 4. アンケート結果 3者比較

■各対象者に共通する回答データをグラフにて比較考察した

### 【1. 別学校（女子校）の意義・必要性について】

質問① 「松女に進学を決めた理由として、"最も優先したもの"を選んでください。



- 女子校を志望していたため。
- 部活動が盛んなため。
- 伝統校の雰囲気が良かったため。
- お子様に適した偏差値だったため。
- 通学時間が負担にならなかったため。
- その他

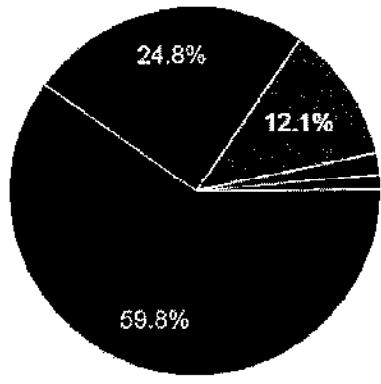
#### 【考察】

**40.9～34.4%** の関係者が、立場によって割合の変化はあるものの、松女進学の最大の理由として“女子校を志望していたため”と回答。共学校もある中で自ら選択して進学している。

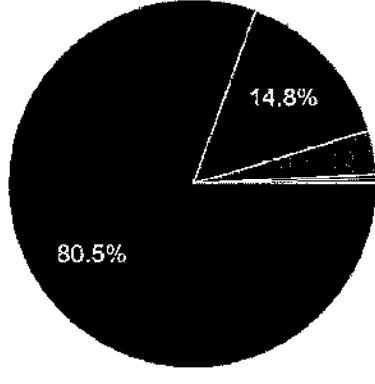
#### 4. アンケート結果比較

質問② 松女の特徴について。「あなたは松女だからこそ得られるものがあると思いますか？」

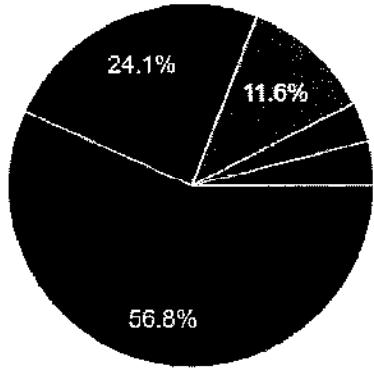
◆保護者・後援会



◆同窓生



◆現役生



- そう思う
- どちらかと言えばそう思う
- どちらでもない・わからない
- どちらかと言えばそう思わない
- そう思わない

#### 【考察】

94.8～80.9% の関係者が松女ならではの特徴や個性があると高く評価している。

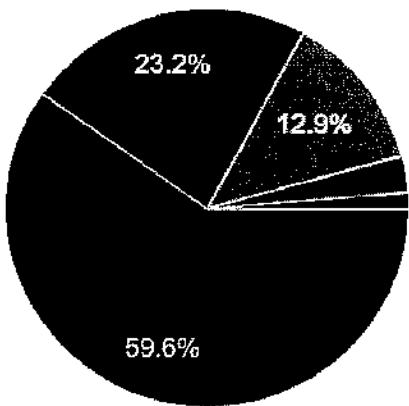
※“そう思う”、または“どちらかと言えばそう思う”的合計値

## 4. アンケート結果比較

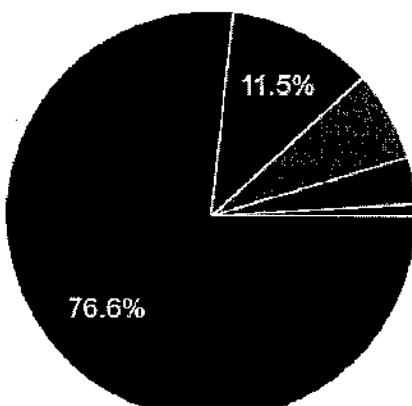
### 【2. 共学化の意義・必要性について】

質問③ 「今後も別学校（女子校）は必要だと思いますか？」

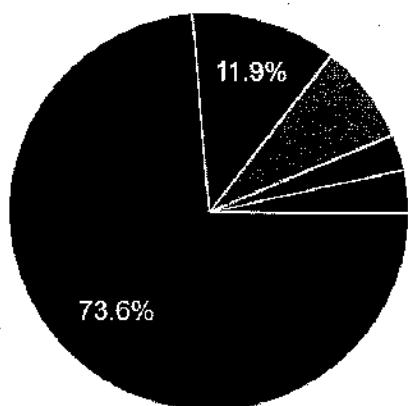
◆保護者・後援会



◆同窓生



◆現役生



- そう思う
- どちらかといふては思はない
- どちらでもない・わからない
- どちらかといふては思はない
- そう思わない

### 【考察】

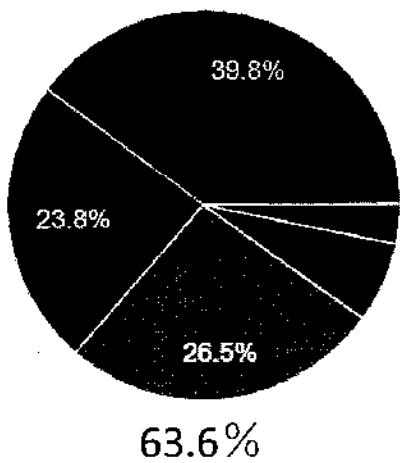
**85.5%** ものの現役生徒が将来的にも別学校（女子校）の必要性をうたっている。その理由は回答コメントに集約される。特記すべきは卒業生も現役生もほぼ同じ想いであるということ。

※“そう思う”、または“どちらかといふては思はない”的合計値

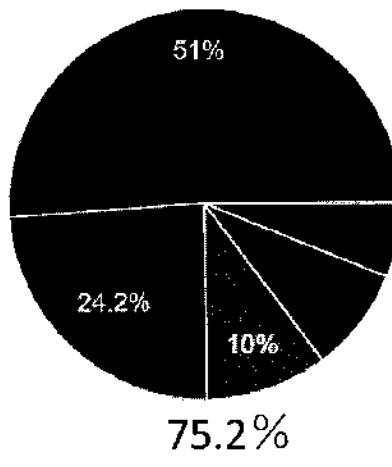
## 4. アンケート結果まとめ

質問④ 「“共学化”と“男女共生社会の実現”に関連性はあると思いますか？」

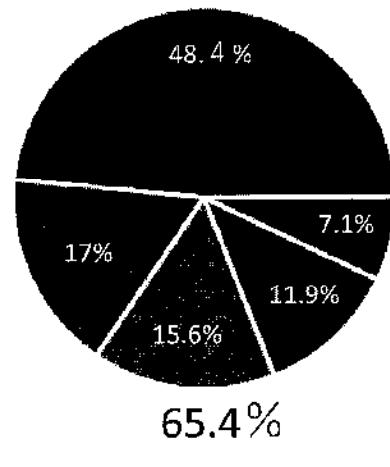
◆保護者・後援会



◆同窓生



◆現役生



### 【考察】

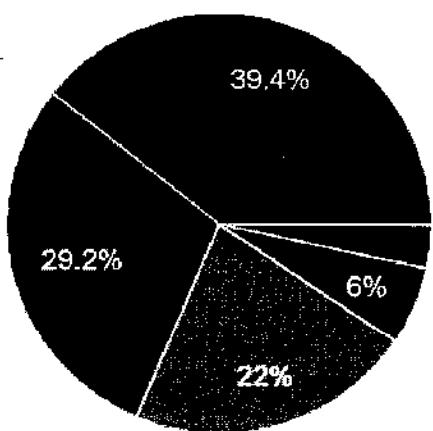
**75.2～63.6%** が「“共学化”と“男女共生社会の実現”に関連性はないと考えている。ただし“どちらでもない・わからない”と回答する割合も低くなく、この関連性について回答することが難しいと悩んでいることの指標ともとることができる。

※“ない”、または“どちらかといえばない”的合計値

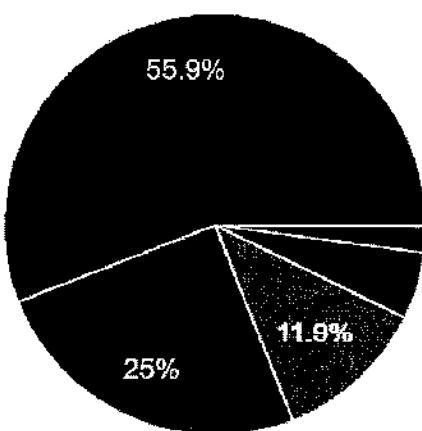
#### 4. アンケート結果まとめ

質問⑤「あなたは“共学化”について賛成ですか？反対ですか？」

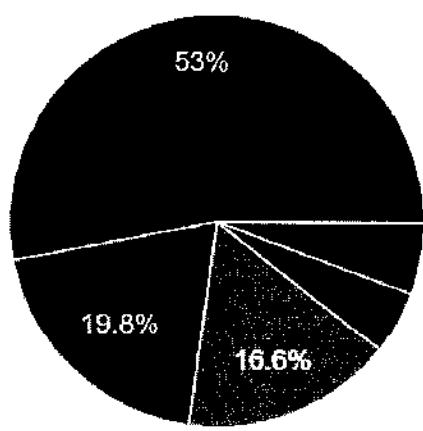
◆保護者・後援会



◆同窓生



◆現役生



- 賛成
- どちらかというと賛成
- どちらでもない・わからない
- どちらかというと反対
- 反対

#### 【考察】

**80.9～68.6%** の関係者が“共学化”について反対

している。ただし共学校の存在を否定するものではなく、あくまで多様な選択肢として別学の存続を希望している。前項同様“どちらでもない・わからない”とする回答も一定数あり、共学化勧告の問題について明確な回答が難しい側面もあるようだ。

※“反対”、または“どちらかというと反対”的合計値

## 5. アンケート結果からの見解

### **(1) 多様性社会における別学校の存在意義**

思春期において男性と空間を共にすることが苦痛なために、女子校を選択している生徒も一定数実在することがアンケートによりわかった。男子校に入りたいとする一人の女性に対し、異性と学校生活を共にすることが難しいと感じる多数の生徒。思春期における性差課題は多様に存在し、丁寧に対応することが現代教育に求められるのであって、多様性の時代だからこそ共学校と共に別学校も選択肢として残すべきである。

### **(2) 別学だからこそ育まれる個性と自立**

「異性の目を気にせずのびのびと自己表現ができ、自らの長所や個性を伸ばすことができた」、「共学では自然と男女の性差的役割が生じるが、女子校では全てを女子だけで解決している。女性の自立にもつながる」といった声も多い。混沌の時代において個性の尊重こそが未来を生きる者にとって必要であり、共学化という画一化に閉じ込めるのではなく、個性を磨く機会と環境を用意することが我々大人の役割ではないだろうか。

### **(3) 没個性か？ 多様性か？ 教育環境の多様な選択肢 は埼玉県の誇りとなり得る**

埼玉県では公立の共学・別学といった多様な進学先が維持されてきた。多様性社会への対応に資する多彩な教育環境の選択肢は、むしろ他県に誇るべきと考える。別学校の共学化が進む中で、当県においてこれまで別学校が維持されてきた背景には、県教育委員会の並みならぬ努力があったと推察される。共学化は戦後アメリカにより推進された教育システムの一つであるが、そのアメリカでも2006年以降は“別学”は個性を伸ばし学力を向上させるとして推進されていることは周知の通りである。これを鑑みれば埼玉県が別学校を大切にすることで、世界的教育水準を保つ先進的教育県と評価されるであろう。

## 5. アンケート結果からの見解・続き

以下に改めて松女現役生徒達による代表的なコメントを抜粋する。

- 異性がいない女子校ではのびのびと自己表現ができ、自ら個性を発見し伸ばすことができる。たかが高校時代の3年間くらい別学で過ごしても社会的になんら問題はないし、校外でも異性と接する機会はいくらでもある。
- 思春期において異性と場を共有することが苦手な人もおり、多様性の時代において無理やり共学化を推し進めることはその逃げ場を奪うことと同意である。
- 男女共生社会とは、性の違いによる差別なく自己の能力を発揮できる社会を指すが、別学でも自己の能力を磨くことはできる。よって共学化と男女共生社会の実現とは無関係である。
- 共学化をすれば男女共生社会が実現されると思っている時点で、この国の男女共生社会の実現は程遠いと思わざるを得ない。
- 私たちの意見に耳を傾けることもなく大人たちが大騒ぎをして、誰かに評価されたい大人たちのエゴが透けて見える。だから共学化には反対である。
- 単に共学という箱に閉じ込めるのではなく、他校とのプログラム連携などの形でいくらでも共生の場を作ることはできるはず。男女共生は学校の中だけの話ではない。

### 【結論】

上記は誰にも否定できない今を生きる生徒達の声である。この聴取会が教育委員会により「丁寧に関係者の声を聞く」という主旨から頂いた機会であるならばその声が今後の判断に対し重要な意味を持つと理解している。

当校関係者へのアンケート調査の結果、共学校の存在は肯定しつつ、大多数が多様な選択肢として別学（女子校）の必要性、重要性をうたえているわけであるから、民主主義の原則に則れば、その客観的事実に基づき当松山女子高等学校は別学校としての維持が尊重されるべきと結論するのが必然である。

以上



2024年(令和6年)7月20日

埼玉県教育委員会 教育長 日吉亨様  
教育委員各位

男女共同参画落語創作・口演家  
千金亭 値千金(阪本真一)

## 別学の良さも生かして共学化を

~本県県立男女別学高校の共学化に向けた提言~

日頃から埼玉県の高校教育の充実のためにご尽力いただき、敬意を表します。

さて、今年度の内閣府の男女共同参画週間のキャッチフレーズは「だれもがどれも選べる社会に」です。

男女共同参画は、一つの観点、意見ではありません。男女共同参画社会基本法という法律の理念であり、社会全体が目標とすべきことです。

のことから、本県県立高校の「共学化問題」の最終的なゴールは、すべての中学生が県内すべての公立高校を選べる社会、すなわち、すべての県立別学高校の共学化であるべきことが明らかです。

言い換えれば、別学高校を未来永劫残していくという方向性はあり得ないということが、お解りになると思います。

このことをまず、皆様方と確認し、共有したいと存じます。

この男女共同参画による要請は、共学が良い、別学が良いという議論以前の大前提であり、埼玉県男女共同参画苦情処理委員から2002年に続き2023年にも出された「共学化が早期に実現されるべきである」との勧告の、根拠の一つにもなっています。

翻って、学校の形を変える共学化は、各学校の主体性を尊重しつつ、関係者の意見を幅広く生かすことにより、誰もが無理せず、納得ずくで行うことが求められます。殊に本県の県立別学高校あっては、長い歴史と伝統が実績を生み、県民の強い愛着と支持を得ている実情に鑑みて、一層の配慮が必要です。

以上のことから、教育委員会におかれましては、まずすべての県立男女別学高校に対して、向かうべき共学化への一步を主体的に踏み出してもらうために、いつまでに、どのようにして共学化するかという、進行計画の提出をご指示いただく必要があると考えます。

また、今後関係者からの意見聴取においては、最終的に共学化に向かうことを示し、別学を維持したいという意見については、維持したい「別学の良さ」とは何か、その理由も併せて問い合わせ、それを共学校の中で再現する道を探っていくべきと考えます。

共学校の中に異性の居ない空間を作ることはできますが、別学校の中に異性の居る空間を作ることはできません。双方の良さを両立し得るのは、共学校でしかありません。

このたびの「共学化勧告」に対しましては、以上のようにお考えいただき、「別学の良さも生かした共学化」に向けた措置報告をなされますよう、提言申し上げます。

以上



令和6年5月30日

埼玉県知事 大野 元裕 様  
埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨 様

埼玉県立浦和高等学校保護者代表  
埼玉県立浦和第一女子高等学校保護者代表  
埼玉県立春日部高等学校保護者代表  
埼玉県立春日部女子高等学校保護者代表  
埼玉県立川越高等学校保護者代表  
埼玉県立川越女子高等学校保護者代表  
埼玉県立久喜高等学校保護者代表  
埼玉県立熊谷高等学校保護者代表  
埼玉県立鴻巣女子高等学校保護者代表  
埼玉県立松山高等学校保護者代表  
埼玉県立松山女子高等学校保護者代表  
(学校名50音順)

埼玉県男女共同参画苦情処理委員からの勧告（以下、「勧告」）（令和5年8月30日付け）に関する別学各校の保護者の意見を提出いたします。

合わせて、埼玉県男女共同参画苦情処理委員への是正その他の措置についての報告（以下、「措置報告」）に関し、以下の点を要望いたします。

1. 苦情の趣旨及び男女共同参画の推進の観点から措置報告がされること。
2. 【添付資料1】別学各校保護者の意見の概要、【添付資料2】別学各校保護者の主な意見・特徴的な意見、及び【添付資料3】意見聴取会に際し別学各校から教育委員会に提出された保護者の意見等を十分にご検討いただいた上で、措置報告がされること。

## 【添付資料1】別学各校保護者の意見の概要

### ●浦和高等学校

あなたは浦和高校を含む埼玉県立高校の男女別学校を共学化することに賛成ですか、反対ですか？

賛成・どちらかといえば賛成	2. 1%
反対・どちらかといえば反対	93. 5%
どちらともいえない・どちらでも良い、関心がない	4. 4%

### ●浦和第一女子高等学校

共学化が早期に実現されるべきとする勧告内容に賛成か、反対か？

賛成・概ね賛成	2. 3%
反対・概ね反対	90. 6%
どちらでもない・わからない	7. 1%

### ●春日部高等学校

あなたは春日部高校を含む埼玉県公立高校の男女別学高校を共学化することに賛成ですか、反対ですか？

賛成・どちらかといえば賛成	4. 7%
反対・どちらかといえば反対	82. 9%
どちらともいえない・どちらでも良い、関心がない	12. 4%

### ●春日部女子高等学校

共学化についてどう思いますか？

賛成・どちらかといえば賛成	8%
反対・どちらかといえば反対	81%
どちらともいえない・興味なし	11%

### ●川越高等学校

共学化に賛成・どちらかと言えば共学化に賛成	7%
共学化に反対・どちらかと言えば共学化に反対	82%
共学化に賛成でも反対でもない	10%

### ●川越女子高等学校

別学／共学 どちらに賛成いたしますか？

共学化に賛成する	5%
男女別学継続に賛成する	88%
どちらでもない	7%

### ●久喜高等学校

本校の共学化に賛成ですか？反対ですか？どちらでもないですか？

賛成	9 %
反対	64 %
どちらでもない	27 %

### ●熊谷高等学校

熊谷高等学校では、当校を共学化することに対する賛否について、「反対の意見が大多数を占めることが予想される」という保護者代表の意見に基づき話し合いをした結果、保護者からの意見聴取を実施しないこととした。

### ●熊谷女子高等学校

熊谷女子高等学校では令和6年2月3日に実施された埼玉県教育委員会との意見聴取会において参加した保護者からの意見、及び個別での保護者へのヒアリングから「反対の意見」及び「埼玉県男女共同参画苦情処理委員会からの勧告書の内容への疑念の意見」が9割を超える状況であった。

熊谷女子高等学校を共学化することに対する賛否について、保護者代表として「共学化及び勧告書」に対する否定的な意見が大多数と予想される為、保護者全員に対する意見聴取は実施しないことと判断した。

### ●鴻巣女子高等学校

本校の別学に関して

共学化に賛成	18.0 %
男女別学の維持に賛成	55.8 %
わからない（どちらでもない）	26.2 %

### ●松山高等学校

男女共学化に対しての保護者の方のお考えを教えてください。

賛成・どちらかと言えば賛成	22.9 %
反対・どちらかと言えば反対	77.1 %

### ●松山女子高等学校

あなたは“共学化”について賛成ですか？反対ですか？

賛成・どちらかというと賛成	9.4 %
反対・どちらかというと反対	68.6 %
どちらでもない・わからない	22.0 %

## 【添付資料2】別学各校保護者の主な意見・特徴的な意見

### 1. 勧告に対する主な賛成意見

- ① 性別にとらわれずに誰にとっても平等な教育環境であるべき。
- ② 異性と共に学ぶことが、異なる価値観を理解し、自己表現を発揮できる人材育成に繋がる。
- ③ 時代の流れに合わせるべき。社会的に男女を分ける意義が理解できないし、別学は不自然。

### 2. 勧告に対する主な中立的意見等

- ① 高校が別学か共学かはあまり関係ない。関心がない。
- ② データや生徒たちの意見を聞いてから判断したい。時間をかけて慎重に議論すべき。
- ③ そのままで良い。特に問題を感じない。どちらも良さがあるので、差し迫った理由がなければそのまま十分。特に現状を否定する理由がない。
- ④ 別学校・共学校それぞれの良さを認識し、生徒が自分に合った学校を選べばよいだけであり、選択肢は残すべきである。

### 3. 勧告に対する主な反対意見（多数意見、特徴的な意見等）

#### （1） 主に別学の良さ・意義・必要性に関するもの

- ① 県立の別学校・共学校が共存していることは、埼玉県の教育の多様性の象徴であり、埼玉県の特色・魅力。共学化されると、その特色・魅力がなくなってしまう。
- ② 多様性の社会である今、共学校の大切さと同様に、別学校を求める選択肢を守ることも、埼玉県の開かれた教育環境の素晴らしいひとつとして誇れるものと考えている。別学校を排除するのではなく、これまで通り共学校と共存いただきたい。
- ③ 生徒と保護者から多数の支持がある別学を廃止することは、多様性を尊重する現代において矛盾する行為であり、共学と別学の複数の選択肢があることが重要である。
- ④ 共学という選択肢が全くない訳では無いのだから、共学希望の人間は共学の学校を選べばよいことであり、異性を意識せずに過ごせる男女別学を好む人間には別学の学校を選ぶ権利があって良いと思う
- ⑤ 多数ある共学校も、少數ながらの別学校も、ともに良さがあり、社会全体がメリットを享受しておりバランスが保たれている。
- ⑥ 男女別学には男女別学の、共学には共学の良さがあり、男女別学の高校が男女共同参画社会の妨げになっているとは言えない。社会からのニーズがあり、価値があるから別学校は残っているのが現実。生徒が選ぶ理由があり生徒に選ばれる理由がある。各人の意思の尊重の点においても、男女別学の存在は積極的に評価されるべき時代ではないか？

- ⑦ 男女それぞれに選択の自由があることこそが男女平等。なぜ、わざわざ共学化して選択肢を狭めるのか？
- ⑧ 別学も共学も選択できる学校制度が構築されており、そもそも差別があるとの指摘は当たらない。
- ⑨ 別学は男女格差や差別を助長するものではなく、むしろ、男女の特性を尊重した優れた教育制度である。アメリカ、韓国などにおいて、男女別学に関する研究の多くが、その有意性を指摘している。
- ⑩ 男子が苦手な女子、女子が苦手な男子もいる。そのようなマイノリティへの尊重・配慮が必要。
- ⑪ 異性を意識した遠慮・トラブル・苦手意識・トラウマから解放され、自分らしさを出せる。何事にも集中し、伸び伸び過ごせる。個性が發揮できる。
- ⑫ 別学校の方が異性を気にせず伸び伸びと勉強・部活・行事等に専念でき、性別や体力差による固定化された概念による役割分担がない。このため、むしろその後の男女共同参画に貢献できる基礎が築ける。
- ⑬ 別学校では異性を気にしないで自分自身と向かう機会が多くなる結果、より多くの挑戦をする機会を得られる。挑戦する中で、成功体験・克服体験も得られ自己効力感を養うことができ、レジリエンスも高めてくれる。
- ⑭ 大事な3年間で、共学校では男子が主にする役割も女子高では女子がやることにより、社会に出てから男性と肩を並べて活躍できる。女子の能力を発揮できる機会を奪わないでほしい。
- ⑮ 固定的な男女間の役割分担がないので、リーダーシップが育成されやすい。また自立心・活躍の場・自由な発想・自信・自己肯定感が持てる。その結果、競争心も生まれ、男女共同参画社会で活躍する基礎ができる。
- ⑯ 別学においては、リーダーシップの育成が期待できる。残念ながら共学校では生徒会長や委員会の代表などはいまだに男子が多く校内の仕事も男子と女子で無意識のうちに分けられている。女子だけならば否応なしに全てをやらざるをえないため自主性や他への尊重が育まれると思う。つまり男女共生社会の実現とは、必ずしも単に男女を一つの箱に収めることで成立するものでもない。

## （2）勧告の内容等に関するもの

- ① 勧告書制度は尊重するが、当勧告内容の妥当性に疑問が多く、「共学化推進」の結論に理解ができない。また、生徒や関係者、社会の意見を把握しておらず、男女別学の意義や教育現場の現状を理解していないと感じる。
- ② 「男女共同参画社会を築いていくためには、男女共学化は必要」と言い切っているが、根拠が不明確で説明がない。男女共同参画について、別学であることがなぜマイナスとなるのかの論理的な説明が不十分である。
- ③ 別学校の卒業生が男女共同参画に貢献していないと言い切れるか？別学校の存在が男女共同参画の阻害要因になっているとは言えないはず。決めつけすぎではないか？社会全体の問題の解決を共学化に求めすぎではないか？

- ④ 本当に共学化で男女共同参画の課題解決ができると言い切れるのか？男女共同参画は社会的課題であり別学の問題ではない。これを公立高校の共学化に当てはめすぎではないか？論理の飛躍を感じる。
- ⑤ 勧告の中には「条約上、男女別学であることだけでは条約違反とはされていない」という記述があるが、苦情に対してそのような回答で十分だったのではないか？結果として勧告が出されたが、勧告の内容が、苦情内容からみれば拡散しすぎたものになっていないか？条約違反ともいえない別学を、特徴や良さがあるのに、なぜ否定し共学化すべきとするのか、その論法に納得がいかない。
- ⑥ 共学化されると別学を志望する生徒は私立に行くしかなくなり、経済的な問題が生じる。別学廃止は、県立の別学校を希望する子供の選択権利を奪うことになり、さらに、私学の選択肢しか残らず、経済的負担による格差を助長する。
- ⑦ 国立や私立の男女別学校（高校・大学）も公費が使われているが、その共学化の議論が置き去りにされている。
- ⑧ 苦情の趣旨から飛躍した内容が多い。苦情が男女共同参画の話になり、教員の男女格差に話が及んでいる。
- ⑨ 他県の例を引用し、生徒数減少による学校の統廃合と混同するなど論理的ではない。
- ⑩ 県北地域の県立学校の学力検査における競争率は、他地域に比べて全般的に低く、苦戦している。県教育委員会においては、特色のある県立学校づくりを推進することで県北地域を活性化していただきたい。その際に、特色ある学校づくりと共学化の議論は別物として扱っていただきたい。
- ⑪ 「歴史や伝統の尊重や各学校の主体性等の尊重を伴いながらも共学化を進めることは何ら不可能なことではない。」というのはさすがに言い過ぎで、イメージが具体的にわからない。
- ⑫ 共学化が男女共同参画の推進に必要であるとする見解には、男女別学が男女差別の原因であるかのような偏見や誤解、誤認識があると思う。又、「共学化が必要である」ということが「社会共通の認識」になっているとも思えない。
- ⑬ 「男女共同参画のためには共学化が必要」ではなく、男女共同参画が重要課題であれば、多様性のある意義のある別学を指摘するのではなく、そのための様々な方針・施策を早急に打ち立てるべき、という勧告内容にすべきではないか？ポイントが違う。
- ⑭ 共学化しなくとも、行事・部活・一部の授業・講演会・討論などにおいて男女別学校同士で交流・連携など行えば、勧告の趣旨である男女共同参画の推進に向けた取組は進められる。共学化の前に、やるべきこと、やれることがたくさんある。
- ⑮ 本気で教育カリキュラムや様々な取組みを加速させ、ジェンダー平等・男女共同参画をより一層促進すれば勧告の指摘は徐々にではあるが十分にクリアできる。教育委員会の皆様にむしろ期待したい。
- ⑯ 社会や時代の潮流の一部に単に従えばよいという話ではない。時間をかけた深い議論が必要である。多様性の尊重がもはや主流の時代だと思う。
- ⑰ ジェンダー平等は以前から求められることはあるが、現在は多様性も重視される世の中。多様性が失われる一律共学化はむしろ時代逆行している。

- ⑯ 昔から男女共同参画が重要なテーマであるが、それに加えて現在ではSDGsやESGの世の中でもあり、多様性・ダイバーシティ、人権等がよりクローズアップされている。今や多様性の確保、選択の自由の確保は大きなテーマとなっている。20数年前の共学化に関する方針が出された時から世の中が動いている。
- ⑰ 共学化せずとも共同参画促進など教育でできることも多いしが、一斉共学化は失うものも多い。一部の人の不利益のもと、理論的な説明がなく納得しにくい勧告より、社会的価値を毀損することになってしまうが、それを一度進めたら後戻りできなくなることもご理解いただきたい。大局的にみて、なぜ今のままでは問題があるのか？社会に不利益を与えてまで誰のために何を実現したいのか？
- ⑱ 別学校は各地域のシンボルとして認知されており、社会的価値やニーズもあり、埼玉の特色でもあるもの。別学校について、積極的に共学化に向かおうという動きが生じて来なかつたことには、意味があると思われる。それを無視してジェンダー平等や男女共同参画を掲げて別学をやめて共学化を進めるべきとする勧告の考えは、個別事情を無視した一般論を通しすぎではないか？

### （3）国会・憲法・条約に照らしての意見

- ① 第213回国会で提出された令和6年2月7日付け質問主意書に対する答弁書（同年2月20日付け）に「国立高校の共学・別学は学校の特色、その他歴史的経緯等に応じて、各学校の設置者等において適切に判断されるべき」という内閣の見解が明確に示された。国は別学校の共学化を早急に実現すべきという立場ではないことを明確にした。これで過去からの埼玉県教育委員会の主体性を重視する方針と国の方針が一致したと思われるが、勧告と国の見解が不整合となっている。
- ② 文部科学省は別学化・共学化については「設置者の判断」という見解であり、ニュートラルな立場を取っている。女子差別撤廃条約等に基づき「共学化を推進すべきである」とは言っていない。
- ③ 男女別学が憲法に違反していないことは過去の政府見解（平成12年2月18日付け答弁書）でも明らかで、条約の規定や趣旨に違反していないことは明らか。勧告も、男女別学であることだけで条約違反とはならないと述べている。
- ④ 条約違反ともいえない別学を、特徴や良さえるのに、なぜ否定し共学化すべきとするのか、その論法に納得がいかない。
- ⑤ 勧告において「女子差別撤廃条約の趣旨等にもかんがみ」としているが、当条約に基づき国連では「男子校・女子校」における施策の方向性も示されており、当条約を例示して別学校を否定する論理は破綻していると思われる。

#### 4. その他の意見

- ① 令和6年4月17日（水）から5月17日（金）に実施された、埼玉県立の男女別学校に関するアンケートの結果について、適切な視点での分析をしたうえで公表していただきたいこと、また、単なる多数決の話ではない（別学校は12校だけでもともと学校数・生徒数が少ない）ので、結果を公表する際に単に数字の結果の公表することは避け、ミスリードを招かないような公表の仕方につき配慮をいただきたい。
- ② 令和6年5月8日付で勧告の女子差別撤廃条約に関する引用の記述を修正していることに関しては以下の意見が上がっている。
  - ✓ 女子差別撤廃条約において、修正前は「男女共学での教育が奨励されており」として男女の役割についての定型化された概念の撤廃が求められ、早期に共学化すべきことの事実上の論拠としていた。しかし、修正後は、「男女共学その他の種類の教育を奨励することにより」、男女の役割についての定型化された概念の撤廃が求められている、というように、定型化された概念の撤廃の手段としての意味合いに変えている。根拠となる引用が変われば結論にも一定の影響を及ぼすはずだがそうなっていない。また事実上の論拠が消されたため、理論的ではなくなっているように感じる。
  - ✓ 「その他の種類の教育」のその他には男女別学も含まれると解するのが自然なので、重要な勧告の趣旨の記述における条約の引用の意義を見出しにくい。
  - ✓ 勧告書制度は尊重するが、当初勧告内容並びに修正の妥当性に疑問が多く、「共学化推進」の結論に対する理解を困難にしている。

【添付資料3】意見聴取会に際し別学各校から教育委員会に提出された保護者の意見等

(五十音順)

- 埼玉県立浦和高等学校
- 埼玉県立浦和第一女子高等学校
- 埼玉県立春日部高等学校
- 埼玉県立春日部女子高等学校
- 埼玉県立川越高等学校
- 埼玉県立川越女子高等学校
- 埼玉県立久喜高等学校
- 埼玉県立熊谷高等学校
- 埼玉県立鴻巣女子高等学校
- 埼玉県立松山高等学校
- 埼玉県立松山女子高等学校



2024/03/02

一部改訂 2024/06/28

麗風会

## 第2回ヒアリング レジュメ

### 1 「共学化勧告について 浦和一女卒業生の意見集①」公開後の反応

- ① 意見集を読んだ卒業生から共感の声が寄せられた。
- ② 意見集を読んだPTA会員からも十数通の意見をいただいた。  
以上①②は意見集②に収録

### 2 「共学化勧告について 浦和一女卒業生の意見集②」を読む

#### (参考)第1回ヒアリングの論点

- ① 勧告書に対する疑問・批判
  - (1)勧告書の内容に関するもの (2)勧告発出の制度に関するもの
- ② 女子校(別学校)のメリット
- ③ 一女の良さ  
※ 女子校(別学校)の「シェルター機能」
- ④ 別学は否定されるものではなく、共学・別学を選択できるのがよい
- ⑤ 埼玉県には共学・別学の特色ある高校という多様な選択肢があり、それが魅力

### 3 今後に向けて

- (1) 別学校の受けたダメージを回復する発信をお願いしたい。
- (2) 共学校・女子校・男子校、それぞれに応じたジェンダー平等の教育を進めていただきたい。
- (3) 「埼玉県には共学・別学の特色ある高校という多様な選択肢があり、それが魅力」と評価されることを活かし、埼玉県の地域的特性(別学校が高い評価を得ている、交通網が発達している、東京に隣接し競合している、人口動態予測、等)に応じた魅力ある高校づくりを一層進めていただきたい。